

厚岸町議会 令和4年度各会計予算審査特別委員会会議録

令和4年3月10日

午前10時04分開会

- 委員長（竹田委員） ただいまから、令和4年度各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

昨日に引き続き、審査を進めてまいります。

220ページをお開きください。220ページ、6款商工費から進めてまいります。

6款1項商工費、1目商工総務費。

3番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしますけれども、4月1日から成人年齢、成年年齢が引下げられますね。これによって出てくる問題点というものをどのように考えていますか。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） 成人年齢の関係でございしますが、契約関係については18歳まで引き下げられると。18歳の方でも契約関係が本人、18歳の方本人が契約できるというような状況でございします。そのように押さえております。

- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 だからどうするという話、それが出てくると思ったのだけれども。私のほうで言います。引き下げられるから、単独で契約ができるようになりますという話では、問題点の把握としては非常に不正確だと私は思います。それで申し上げますが、今まで、今日現在、18歳、19歳という人は未成年者なのです。未成年者の場合には、民法何条だったか忘れたけれども、制限行為能力者として取消権があるのです。ですから、変な業者に引っかかって、とんでもない契約をした場合に消費者保護法の、いわゆるそういう人たちを守るための法律や規則を待つまでもなく、未成年者であるということだけを理由にして取り消すことができるのです。これによって、いわゆるまだ社会的訓練を十分に受けていない人たちが、いろいろなマルチ取引だとかエステティック美容医療、タレントモデル、インターネットの購入、こういうものから身を守るわけができたわけです。

それが4月1日からは、あなたは成人ですよ、成年者ですよということになりますから、このいわゆる後戻りの橋とか防波堤とか言われていた武器が取り上げられてしまうわけです。

では、それだけの判断力を有する訓練をされているかどうかということで、各層、各界からこの成年年齢の引下げ、そのものに対する疑問、あるいはその副作用に対する手当、そういうものが言われているのだけれども、引き下げるほうは予定どおり行われる

のだけれども、このいわゆる防御というか保護機能というか、そういうものについては検討中、検討中で先送りになっている。実際に、衆議院、参議院でほぼ同じような附帯意見がついてこの成人年齢というものの引下げは認められているわけです。そこで、このことをくどく、くどく言っているのだけれども、現在実現していない。そういうのを受けて、消費者行政というものを行っている厚岸町ではどのように考えるのかというのが私の質問の趣旨です。もう一度お答えいただきたい。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午前10時09分休憩

午前10時13分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

成人年齢の引下げについて、18歳以下も成年ということで捉えられるということでございます。町としては、広報あつけし4月号において、未成年契約取消権の引下げに伴う各種契約について周知を図ってまいりたいと考えております。

また、次年度になりますけれども、翔洋高校のほうの授業として、釧路消費者センターとも連携しながら、そういった引下げに伴う注意喚起といたしますか、そういうものを予定をしております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 課長は非常におとなしくて、遠慮がちにものを言う方だから、そう聞こえるのかもしれないけれども、何か問題点の把握がおぼつかないのだな。ごめんなさいね、そんな印象を言って。今まで消費者保護の問題というのは、私自身もそうだったので、お年寄り、老化によって判断力が乏しくなってくるお年寄りを狙った、いろいろな特殊詐欺だとか、あるいはとてつもない値段で物を買ったり、強引に貴金属等を安く買い取っていったりというようないろいろなパターンがありますけれども、そういうものに対する対処ということに目が向いていたというか、もちろん重要なけれども、そっちが重要だということで進めてきましたよね。

ともすると、この成人年齢の引下げは、私自身、あまり意に介してなかったというところがあって、私自身反省しているのですけれども。実は、これ非常に恐ろしい問題をはらんでいると言わざるを得ないのです。特に今はインターネットで物が買えるようになっています。お店まで行かなくてもいいのです。どんなパターンが出ているかという、いろいろあるのですけれども、一例としては、お試し購入というのがよくあるのです。一頃は英語の講習だとか、そういうのが割とあったのですが、この頃はそうではな

くて化粧品だとか、それからこれを食べると健康になる、痩せる、その類いのものが多いようです。これは、初回無料と、お試し購入してくださいというようなことが書いてある。ところが、その画面を子細に見ていくと下のほうに小さく条件が書いてある。それを見ると、ゼロ円というか、ただで初回無料の申込みをすると、解約するには4か月以上購入しなければだめですよとか、あるいはこれはもう定期購入とみなしますというようなことが書いてあって、それに同意というのがあって、そここのところにチェックがついているのです、最初から。そのようになってから分かって、こんな物と思うから解約しようと思いますね。そうすると、今まで送った分は全部買い取ってくれないと解約できませんという条件だったでしょうと。あるいは電話でないと受け付けない、解約を。ところが、いくら電話かけたって、相手は出ないのです。そういうようなものが随分あって、そういう相談窓口には、そういう相談が相次いでいるそうです。

何もこれは今に始まったことではなくて、その相談窓口、国かな、ちょっと忘れましたが、それで見ると1年間のある相談窓口の数なのですが、20歳から24歳、これは7,740件。ところが、18歳から19歳は4,800件。ぐんと少ないのです。この少ないのは、業者も分かっています。未成年取消権を行使されると、一切の理屈が成り立たないですぽんと取り消されてしまいますから、手が出しづらいのです。それで二十歳以上の若年層が狙われていくということになったのが、今度は18歳以上の若年層ということになると、2年若くなりますから、社会的訓練、そういうものもまたそれ以上に未熟だということが考えられます。これが非常に問題があります。

それから、高校生に関しては、一部の教育関係の識者からも強く指摘されているのですが、ネットワーク型販売というのがあるらしいのです。私が買いますね。そして隣の音喜多議員を勧誘するわけです。彼もまた買ってくると、私のほうが割引きになるのです。今度、お隣の音喜多委員がまた誰かを勧誘するのです。自分の周りの友達にどんどん自分がセールスマンになって売り込むということをやります。そうすると、どういことが起きるかという、私は被害者であり加害者になってしまうのです。だから、友人関係なんかガチャガチャになるでしょう、これやりますと。これが高校3年生を考えますと、18歳なのです。そこで起きる。そうすると、加害者であり被害者でありという同等の人たちの中に、未成年者取消権を使って難を免れる人と、難を免れない人が混在することになるのです。これはまた、いわゆる仲間内というか、友人同士の信頼関係を著しく阻害するわけです。そういう問題があって、非常にこれは恐ろしいということを行っています。

それから、今高校生の7割は進学するそうです。大学だけではないですけども。要するに、親元を離れるのです。そういう人たちがみんな成人として扱われるわけです。まさに防御方法がない状態で、それこそトラやオオカミのジャングルに放り込まれるという事態が起きかねないわけです。そういうことを含めて、これ町としては強くここの注意喚起をしてもらいたいのです。あなたは狙われていますよということをはっきり言っていただいていいと思うのです。それをお願いしたい。その当たり、もう一度ご答弁いただきたい。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長(諸井課長) 広報のほうでも、先ほど周知させていただくということを答弁させていただきましたが、町内の翔洋高校ですとか、小学校、中学校まで年齢低いかもしれませんが、その頃から知識を植え付けると、そういう被害防止というものも少しながらでも認識されるのかなと思っております。この件については、今後分かりやすい資料を収集しまして、高校ですとか学校のほうに、生徒に周知してまいりたいと考えております。

●委員長(竹田委員) 3番、室崎委員。

●室崎委員 教育委員会にもお聞きします。今、観光商工課長のほうからのご答弁があって、十分にそここのところ意を払って進めるという、力強い答弁いただいたのだけれども、高校に行っている人について、高校の中でもって、そうい消費者教育を行う、これはもう大変よろしいことだし、いわば当然だと。ところが、同じ年齢で高校に行っていない人もいます。この部分は、やはり社会教育の問題になるのではないかと思うのですが、まずその点では教育委員会はどのように考えているのでしょうか。

●委員長(竹田委員) 指導室長。

●教委指導室長(広瀬室長) 私からは中学校までの学校での様子についてお話いたします。

(発言する者あり)

●委員長(竹田委員) 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長(早川課長) お答えさせていただきます。

ただいまお話がありました、社会教育の中で成人年齢が18歳に引き下がったことで消費者被害に遭う危険性が高くなる。それから、そのための予防、それから社会教育としてそういったことを、行政側からすると周知啓発をする。それから、もう一つは社会教育的な意味で訓練教育というようなことの要素で何かというようなお話かと思えます。

現在まで、特に青少年育成というところでは犯罪等の防止、それから道徳的な意味では規則正しい生活を送るですとか、そういった観点で行っている事業が主体で行っております。ただ、今後、4月以降そういった事業を現在は想定していないというのが実態でございますが、ただいまご提言いただいた部分をちょっと考慮しまして、何かできるようなことを考えていきたいなというのが一つ。それと、その事業、それから啓発、注意喚起できるタイミング機会を探ってみたいなと考えているところです。

●委員長(竹田委員) 3番、室崎委員。

●室崎委員 学校における消費者教育の問題をこの次に聞こうと思っておりました。その前に私が今聞こうとしたのは、高校に行っていない、中学を出てすぐ社会に出た人たちに対して、やはり教育委員会は生涯学習とか社会教育とかいう分野で、やはり責任があるのではないかと。どうも学校に行っていない人は、どこが相手にしているのだという感じがほかの問題でもあるのです。それで今お聞きしたのだけれども、指導室長は張り切って、ちょっと先に言ったような感じでしたけれども、今の課長の答弁を聞いていても、何か話が教室での話になってくるのです。そうではなくて、中学校を出た後の、いわば今の場合には18歳、19歳の若い人たちですが、そういう人たちに対して、やはり教育委員会も特別なスポットライトを当ててやっていく必要があるのではないかと思うのですが、改めて答弁いただきたい。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

年齢18歳で進学されていない、高校に行かない方、町内等で就業されている方、もしくはそれらの方を想定しますと、これまで生涯学習事業で関わってきた部分というのは、もちろん年齢帯に関わりなく、いろいろな様々な事業を行えるということを想定しております。ただいまお話いただいた部分では、やはり難しいと思うのは、そこに焦点を当てて、届くような周知啓発ができるかというところがちょっと今難しそうだなと考えたところで、具体的な事業、それから展開というのを今段階ではちょっと思いつかない、検討していなかったという状況でございます。ただ、今後そういった要素は十分取り入れてやっていく方向ではいろいろ検討していきたいなとは考えております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 何とかスポットというもので、穴が空いている感じがありますので、そのところは十分に考えていただきたいと、よろしくお願いします。

その上で最後にお聞きしますが、小学生や中学生のときから消費者教育というのは非常に大事だと思います。その点については、厚岸ではどういう進め方をしているのか、簡単にでいいですからお答えいただきたい。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 学校での消費者教育につきましては、小学校では6年生が税に関する学習を行います。そのときに、町ですとか税務署などから職員を招いて、1時間学習を行っております。中学校では公民の分野がありまして、そちらのほうで主に学習を進めているところです。そのほか、様々な啓発資料ですとか情報提供のチラシが学校には届きます。それをただばらまくのではなく、説明をして、理解を深めるというようなことは指導として行っております。ただ、頭では理解していることと、それが自分の行動につながるということは、なかなか難しいところがありますので、折に触れ情

報提供を行い、指導をしているところでございます。

- 委員長（竹田委員） 1目商工総務費、他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。
2目商工振興費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 3目食文化振興費。
5番、南谷委員。

- 南谷委員 6款1項3目食文化振興費、ここでお尋ねをさせていただきます。

227ページです。ここに味覚ターミナル指定管理委託料3,575万3,000円が計上されております。ここでお尋ねいたします。令和3年度当初予算は3,523万5,000円で、今年度と対比しまして51万8,000円増額でございます。おおむね、昨年並みと理解をしたのですけれども、この内訳についてです。町の管理部分もありますし、それから閑散期の支援など、いろいろと含まれていると思います。数字の上ではやや、おおむね同額なのですけれども、昨年と比較して内容的にはどうなのか。まず、これについてお尋ねいたします。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

指定管理料のことでございますが、質問者おっしゃるとおり、51万8,000円の増ということになっております。内容についてですけれども、算出根拠というものは変わってはおりません。質問者おっしゃるとおり、町の占用部分ですとか、あと指定管理者の占用部分、また共有部分によって光熱水費など、そういうものを按分して、いろいろなものを勘案した按分した上で算出をさせていただいております。

前年度と比較でございますが、水道料について約10万円が増となっているということと、電気料についてはマイナス16万円といったところ、あと燃料費が8万3,000円ですとか、大きなもので言いますと、レジシステムのPOSレジシステムというものがあるのですが、こちらの更新がございまして、それに44万6,000円というような増額となっております。主な増の要因というのは、そういったところでございます。

- 委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

- 南谷委員 そうすると、コロナ禍である程度閑散期の支援金なんかも同額で、例年並み

の推移をする、計上していると、こういうことで理解をさせていただきました。

その下にあるのですけれども、5,838万8,000円、これエレベーターと伺ったのですけれども、どういう整備をされるのか、この内容について説明してください。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 味覚ターミナル整備事業の5,838万8,000円ということでございます。エレベーターの装置の改修工事ということで、設置以来、このエレベーターを使用させていただいておりますが、保守点検の中で劣化によるさび等も見られる。これについては、法的な改善というものはないのですけれども、要是正といったような点検業者からの報告がございました。また、ただいまついているエレベーターの部品については、約30年近くたっているものですから、部品も、例えば取り替えるということになった場合についても、もう部品がないといった状況でございます。

このエレベーターの装置改修でございますが、一式といいますか、ワイヤーですとか、あとエレベーター内のボックスと言いまして、実際に人が乗る部分の取り替えが入っております。これについては、ホールにある一般の方が利用なさるエレベーターと、あと業務用と言うのでしょうか、食材ですとか、そういう物を運ぶエレベーターが味覚ターミナルの裏のほうと言うのでしょうか、あるのですけれども、その2基の更新を予定しております。金額的に言いますと、エレベーターの改修工事では4,331万8,000円といったところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 分かりました。1基だけではなくて、裏のほうにももう1基あると、それでこういう数字になると。

委員長、広がって申し訳ないのですけれども、コンキリエでここしかないのですみません。よろしくをお願いします。

概略でいいのですけれども、令和3年度の決算のコンキリエの見通し、細かい数字はいいです。どのような状態なのだと。それから、4年度に向けてこのように支援しているのですけれども、収支の見通しというのは立てるときにいろいろ試算なさったと思うのです。収支見通しもいずれは報告なり計画が来るのでしょうかけれども、今の時点でコロナの影響なり、人の流れというのは非常に悪いだらうと危惧をしております。そういう意味では、令和4年度の計画、こういうことをやっていくのだとか、考え方について説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

収支の見通しでございますが、結果、利益になりますけれども、これは2月末現在の試算でございますが、マイナス2,276万円といったようになろうと推測をしてございま

す。

次年度に向けた取組ですけれども、このコロナというものがどのような形で終息するのか、見通しが立たないところであります。国や道の施策によってキャンペーン、GOTOトラベルですとか、そういうものもございます。令和2年度の話になりますが、GOTOトラベルですとか、そういった施策によって、一時期ですけれども、実はコロナ前よりも多く利益があったということもございます。こういう制度もうまく活用しながら、旅行業者等にもうまくPRをしながら、宣伝をしながら運営というものを図っていききたいと、このように聞いております。

- 委員長（竹田委員） 3目食文化振興費、他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

4目観光振興費。232ページまでです。

3番、室崎委員。

- 室崎委員 ここで町長の行政執行方針でもうたっているし、品目もあるのだけれども、アウトドアガイドというのが出てくるので、これについて、もう少し詳しく説明してください。

- 委員長（竹田委員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

アウトドアガイドの件でございますが、北海道の知事が認定するアウトドアガイドというのがございます。それについては、山岳ですとか、あとカヌーですとか、そういった分野別のアウトガイドの認定ということになります。現在、主に味覚ターミナルのほうで体験事業受入ということをしているわけでございますが、これまで1名のガイド資格取得者のみで行ってまいりましたが、2月から一人ガイドの育成のために、一人育成するということで会社のほうに入っております。

認定ガイドなのですが、旅行業者などがそういうカヌーとかに興味を持っていただいて、申し込まれる際にやはり適切な指導ができるアウトドアガイドというのがいるのかと、これも信頼度にも関わってくるのですが、そういった部分において、そういう指導者がいることによって旅行会社も安心してそこに送り込めるといった状況でございますので、そういったガイドの養成を行って、アウトドアの体験事業に向けての体制を整えていくといったところでございます。

- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 総論は分かりました。それでお聞きするのだけれども、そうすると今の話を

聞いていると、味覚ターミナルの職員がアウトドアガイドの資格を取って、ご案内をするためにつくるということですか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 主にこの体験観光という意味では。味覚ターミナルが主となって受入れというものを行っていただいているところではありますが、認定ガイド以外の、町内のガイドにもちょっと話させていただきますけれども、令和2年度に観光協会のほうで町内のガイド育成ということで計画をしておりましたが、ちょっとコロナウイルスの関係で、そういう養成講座といいますか、そういうものが開催できなかったというところがございます。改めまして、令和4年度については、またこういう町内のガイドができる方を養成するというので、これも引き続き、観光協会と町が連携して講座を開催させていただいて、何かご案内できる人がいないかといったようなことがあれば、そういう方々にお願いをして、ガイドをしていただくというような計画を持っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 語尾がよく聞き取れないのだけれども、やりますと言ったのか、やりませんと言ったのか、最後のところがよく分からないのだけれども、やりますということで言っているのでしょうか。そう思って聞きますが、ガイドという言葉でひとくくりにしても、カヌーと一緒に乗って、そういう特別な技術のある、資格のある人が行うアウトドアガイドとかアドベンチャーガイドだとかというようなもの、恐らく道が資格を取らせようとしているのはそういうものだと思うのですが。

それから、厚岸の駅を降りたのだけれども、景色のいいところや、あるいはおいしいものを出すお店や、そういういろいろなものを案内してくれる案内人いないかなという人を相手にするものと、いろいろあると思うのです。

特に案内する人というのは、いわゆるネットだとか、いわゆる観光客用のパンフレットで見て、書いてはいないけれども、ここは非常に景色のいいところなのですよというようなところを案内してくれれば一番うれしいのですよね。そういうようなことができる、それもガイドという言葉でひとくくりにしてしまうと、あれもこれもみんなガイドになって、よく分からないので、その当たり、呼び名を含めて、きちんと分けることと、それからそういう案内をするような人をつくるのであれば、その中でよく打ち合わせて、そしてAさんに頼んだら何もおもしろくなかったけれども、Bさんはおもしろかったでは、これ困るわけですから、そういうことを含めて、やはりきちんとした制度をつくっていただきたいと思います、そのように思います。

これに関しては、また機会改めてお聞きしようと思いますけれども、非常にいいことなので、どんどん進めていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） すみません。先ほど質問者、味覚ターミナルのためにとい
いますか、職員でということでありましたが、この対象は味覚ターミナルのガイド養成
といえますか、味覚ターミナルが厚岸町のガイドを担っていただいているということも
ありまして、味覚ターミナルに補助を出すといった内容でございます。

また、ガイドという部分、地元ガイドという意味でございますが、これについてもし
っかり、例えば飲食店ですとか、本当に観光客と接する機会の多い方に来てほしいとい
う思いがございます。また、お願いしなければならないのかなと思いますので、それにつ
いてはしっかりとガイドの重要性というものをしっかりと踏まえた上で、今後展開をし
ていければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

●音喜多委員 今、アウトドアガイドの話で、私も以前に一般質問でさせていただいた経
緯があります。昨年、国定公園になって、厚岸町、この道東界限、一番大事なのです、
これから。道が二十数年前に第1回の北海道主体でアウトドアガイド認定試験を始め
た。そのとき3科目非常に難しかった。私、自分の経験から、第1回でそれ受けて、教
養の部分の2教科は合格したが、実技で落ちてしまった。というのは、登山だったのだ
けれども、非常にレベルが高い。それは今もそう。北海道のレベルは高い。それは人の
命を預かるからなのです。これは徹底してやるべきです。カヌーにしたって、山岳にし
たって、どこへ行ったって人の命を預かって案内するわけです。だから、そういうレベ
ルの高いのは高くても非常にいいと思うけれども、またそれだけではなかなか受からな
い。現在裾野が広がっていない。そういうガイドの。

今、地元ガイド、いわゆる地域限定の、これはこれから国定公園に指定されて、これ
は浜中も、白糠も、どこも、昆布森も一緒に栄えてくると思うのです。こういう観光客
を呼ばなければ、例えばアサリ堀りにしたって、身近な、あるいは大黒島のツアーだと
か、そういう地域の身近なガイド、これも養成すべき。それから、レベルの高いのは、
これは国際的に外国からも観光客が呼ぶケースになるわけですから。そういう二つの。
味覚ターミナルという、そこに軸足は置いても構わないけれども、これは厚岸町のため
にもなるし、厚岸国定公園のためにもなるのです。そういった広い考え方で本腰を入れ
てやらないと、これはレベルが高いのと、それから地元のガイド、この2面で養成して
いく、これがこれからの観光を推進していく上で大きなキーポイントとなると思いま
すので、その辺のところ十分頭に入れて、物事進めたほうがいいと思います。何かこれに
ついてあれば、話していただきたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 知事認定のアウトドアガイドの件でございますが、実は以
前地域おこし協力隊の方が知事認定のアウトドアガイドを取得されました。それは町の
ねらいとして、これは国定公園を見据えて、そういう方を育てていこうということで地

域おこし協力隊を入れて、そういう育成を行っておりました。ただ、残念ながらコンキリエのほうには定着はしなかったということもございます。

町内にコンキリエ以外に、このアウトドアガイド資格を取得している方、まだ複数名ございます。この国定公園による集客、誘客という部分について、安心して皆様が厚岸町にお越しいただけるという部分については、味覚ターミナルのガイドだけではなく、そういった町内にいるアウトドアガイドを持った方にも協力をいただいて、町として誘客を進めていきたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 私から答弁をさせていただきます。

今、音喜多委員からすばらしい考え方のご提案があったわけでありまして。一般質問の中でも室崎委員から縷々ご提言があったわけでありまして。そのとおりなのです。おかげさまで国定公園になった、しからばああいう厚岸町としてはどういう事業を進めていくのかという、いろいろな議論があったわけでありまして、そういう中で、現在はやはり体験型観光、これが今すごく流行っているわけです。

ところが、残念なことには厚岸町においてはそういう方が少なかった。アウトガイド。そういうことを考えますと、厚岸町においては、すばらしい傑出した景観等があるわけございまして、誘客に当たってはそういうすばらしいものを生かしていくということも大事なことでございまして、特に別寒辺牛川、それにおけるカヌー等々あるわけでありまして、そのためにちょうど制度があるわけでありまして、厚岸町といたしましては、その制度にのったアウトガイド養成をいたしたい、そのように考えているわけございまして、全くそのとおりなのです。

いろいろなサジェスションいただきながら、今後とも誘客に当たっての観光はどうあるべきかと、厚岸町として。いろいろと今、考えておりますので、この点はいろいろご意見があろうかと思っておりますけれども、私といたしましては、そういう観光振興を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 観光振興、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

5目観光施設費、6目諸費。ございませんか。

5番、南谷委員。

●南谷委員 6目諸費、ここで2点ほどお尋ねをさせていただきます。

まず、237ページ、上のほうなのですけれども、がんばろう厚岸応援券、宿泊券、ここに書いてあるのですけれども、がんばろう厚岸応援券宿泊者に対して500万円、それから宿泊補助金1,000万円、この事業の内容を説明してください。それから、実施時期

がいつになるのか、この辺についてもお願いします。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） がんばろう厚岸応援券の宿泊者の関係でございますが、内容でございますが、町内に宿泊される方に対し、がんばろう応援券の交付を行うものであり、1,000円分の交付を行うと。これを5,000人分ということでございます。また、宿泊補助ということで、これについては宿泊費から2,000円分を厚岸町から補助させていただく。これも5,000人分ということでございます。

この取扱期間でございますが、予定としては5月中旬から12月いっぱいというところで予定をしているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 1,000万円については、2,000円を宿泊するところに支給します、補助しますということで、お店のほうでそれぞれ処理される。1,000円については、宿泊者にどんな形でわたすのですか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） これまで町内のがんばろう応援券の関係やってきましたけれども、応援券の交付というものについては、町内の宿泊事業者のほうにまずは応援券をお預けして、宿泊されてチェックインしてお金を払っていただくときに1,000円分のがんばろう応援券を交付するといった形を取ろうかと考えております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 ちょっと聞き方が申し訳ない。その1,000円はどういうものに使えるのですかという部分なのです、もらった人が。制限があるのか、ないのか。例えば、ホテルにもう1,000円これで払ってくれればいい、引いてください、こういうことも可能なのだろうか。その使い道、宿泊者が1,000円もらいますよね。制限あるのですか。この辺について教えてください。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 明確な答弁ではなく申し訳ございません。

今考えているのは、その宿泊費には、この応援券は充てられないような形で、通常の頑張ろう応援券の利用できる商店等で使用していただくというところでございます。そして、町内の消費を少しでも上げていくといったねらいでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 次に2点目にまいります。がんばろう厚岸応援券が発行、3,170万5,000円でございます。この事業の内容、実施のスケジュール、発行方法、さらにはどのような店が対象に、購入する場合対象になるのか、この辺も含めて説明してください。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 応援券の配布目的でございますけれども、コロナウイルスによって商店等の売上が下がっているということも鑑み、厚岸応援券を配付させていただいて、町内事業者の事業の継続と、また町民の生活支援ということを図る目的として交付をさせていただこうと考えております。

取扱期間でございますが、先ほど宿泊者限定の応援券の部分でもお話させていただきましたが、5月中旬から12月末ということ想定しております。

どのようなところで使用できるかということでございますが、町内の商店ですとか、これまで2回、がんばろう応援券事業ということで実施させていただきましたが、同様に町内の商店ですとか、あとはガソリンスタンドですとか、そういうところを想定してございます。

応援券の発送スケジュールでございますが、取扱期間が5月中旬ということでございますので、4月から応援券の見積合わせですとか、そういうものをさせていただいて、5月の応援券が使用できる前までには町民の皆様にお届けということを考えてございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 できれば、ゴールデンウィークに間に合うように頑張っていたいただければ効果があるのかなと考えますがいかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 私どももゴールデンウィークまでという考えではおったのですが、契約からあと、応援券、特殊な偽造防止のそういうものが入っているということもございまして、やはり少しお時間をいただかなければ印刷というものも、ナンバーも振らなければならないということもございまして、スケジュール的に間に合いそうもないというところでございまして、本当にゴールデンウィーク前までにできればよかったのでしょうかけれども、ちょっと間に合わないということでございますので、5月中旬からということでさせていただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 ぜひ、鉄は熱いうちに打て、時過ぎれば効果ないのです。だから、やはりそういうものは、せっかく出すのですから、ゴールデンウィークになると人の移動もあります。コロナで動けないまでもそれぞれ町内の皆さん予定もあると思うので、間に合うようにぜひ努力をしていただきたいと思います、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） ゴールデンウィーク前までに間に合うかどうかという明言は避けさせていただきますが、なるべく本当に早いうちに、この応援券が町民の皆様にお手元に届くように、ご利用できるように努力をさせていただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

●委員長（竹田委員） 6目諸費、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、6款商工費を終わります。

238ページをお開き願いたいと思います。7款土木費に入ります。

7款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費。

4番、音喜多委員。

●音喜多委員 18節に大規模の盛土の造成、地殻変動対策費、設計調査委託が載っています。厚岸町内に何箇所か指定されていますし、そこの指定された地域、そういうところ何か所か、全域か、あるいはどの程度調査されるのか、その辺伺いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

今年度、令和2年度に行った大規模盛土の二次スクリーニングの計画というものをつくったのですが、その中で町内で7か所、今年度調査をさせていただいております。この部分につきましては、まだ実は観測中でございます。業務が終わる期間としては3月30日まで現在観測をしておるといったような状況でございます。

来年度の事業につきましては、今委託業者から情報として得ている部分については、おおむね安定しているといったような報告はあるのですが、いかんせんまだ業務期間中ということで、正確な部分というのはまだ業務完了後に判明するわけですが、万が一不安定要素があった場合、令和4年度にはどういった対策が必要かといった部分の予備設計ということで、令和4年度の予算として計上させていただいているといったような内容でございます。

●委員長（竹田委員） 4番、音喜多委員。

- 音喜多委員 まずは一安心ですね。そういった意味で、必ずしも完全に安全というか、両手を挙げて安心できるわけではないのでしょうけれども、引き続き完全に両手を挙げられるような対策というか、そういう安心感の持てるような確認をぜひしていただきたいと思って終わります。

- 委員長（竹田委員） 1目土木総務費、他に、ございませんか。
3番、室崎委員。

- 室崎委員 熱海の大きな事故の後、盛土地盤に関して、非常に皆さんの関心が集まっていますよね。厚岸町でもそういうわけで、一定の基準に該当した造成地、盛土の場所について調査をしているのだらうと思うのですが、これらの情報というのは、町民に対して示しているのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） 先ほど申し上げた7か所の部分については、ホームページのほうで公表しなければならないということになっていまして、そちらのほうで昨年度から公表はさせていただいております。ただ、ホームページ以上の周知に関しては行ってないという状況でございます。

- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 ハザードマップではないけれども、こういう地域は常に監視していますよという、その地域なのですということは、お年寄りにもみんな分かるようにしなければだめだと思うのです。ホームページに載せるのは大いに結構ですけども、ホームページというものはある年代以上の人間にとっては非常に大変なのです、見るのが。そういう点で、やはり紙によるものというのは周知をする場合には非常に大事な手段だと思いますので、その点についてもご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ご質問者おっしゃるとおりだとは思いますが。今回の大規模盛土の部分については、先ほどもご答弁しましたけれども、まだ未確定要素はありますが、ほぼ安定は取れているといった部分がございますので、その部分については、欠陥については当然ホームページのほうで公表はしなければならないと思いますし、ただちょっと前段に広報誌等ではあらかじめ周知していなかった部分もありますので、結果についての周知については、どういうやり方が適切かどうか、これから検討はしたいと思いますが、何らかの方法では周知はしてまいりたいとは考えてございます。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。
2目土木車両管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目土木用地費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目地籍調査費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項道路橋梁費、1目道路橋梁維持費。244ページまで進みます。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目道路新設改良費。
7番、杉田委員。

●杉田委員 ページ数でいきますと、249ページになるかと思うのですけれども、上のほうの桜通り地滑り対策整備事業、こちらの1,700万円、設計管理委託料が1,600万円、工事費用が100万円、この100万円につきましては、調査ですとか予備的な工事の費用かと思うのですが、今調査段階ですから最終的なものを具体的にというのはいえだと思いのすけれども、想定としてはどの程度の工事を予定しているのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

桜通りの地滑り対策整備事業であります。こちらの部分、平成29年度から地滑りの可能性があるということで簡易測定を始めまして、令和2年度から本格的な地滑りの観測を行っているわけですけれども、今の状況としましては、桜通りのちょうど登り切る、中学校側から行って登り切るあたりに観測地を設けておりまして、状態としては歩道が亀裂入って、山から押されているというような状況が目視でも判断できる状況にあります。そうしたことを踏まえまして、令和4年度にどういった対策が取れるかという

ことのまず設計をさせていただいて、その上で100万円という計上で工事請負費計上させていただきますが、交付金のちょっと絡みもありまして、どこまでできるかというのが不明瞭な部分がありますが、歩道の改修であるとか、そういった部分から工事を行っていくようになろうかと思えます。

最終的には、実施設計次第ですけれども、山の滑りを抑えるような対策工というものは将来的には結果次第ではやっていかなければならないと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 7番、杉田委員。

●杉田委員 最終的には斜面法面の整備ということにつながっていくかと思うのですけれども、道路新設改良費ということでお尋ねするのですけれども、御供山において、唯一山頂につながる道路と言いますか、今道路と言えない道路ですけれども、砂利道でこう急ごしらえのような道路が唯一あります。当然、所有者の方ですとか、道との調整といったものも必要になってくるかと思うのですが、将来的にあの道路を私は生かすべきだと思うのです。防災の面でも、観光の面でも有用に使えるのかと思えますので、ぜひあの道路を生かした形で、斜面の補強というのですか、補修というのですか、地滑り対策を将来的に、今すぐ道路を何とか整備してくださいというのではなくて、あそこ将来的に道路を生かした形で斜面、法面の整備工事を行うようにして、念頭に置いて行っていただきたいと思っています。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

ご質問者おっしゃられる道路というのは、恐らく民間で造成された道路かとは思いますが。私の知りうる限り、実態としては、今、道路としては利活用されていないのかなとは認識しておりますし、その道路を利用して何かを今行っている実態もないものと捉えています。そうした中では、道路の必要性という部分は、厚岸町としては今段階では必要性としては乏しいのかなとは考えておりますので、その辺ご理解いただきたいなと思います。

●委員長（竹田委員） 7番、杉田委員。

●杉田委員 道路をどうこうというのではなくて、その私有地、私有地なのであれば、なおのこと、その私有地にかかってくる話ですから、そこを考慮していただいて、地滑り対策を行っていただきたい。もしくは、所有者の方と調整していただいた上で、万全に期していただきたいと思えます。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

当然、先ほども言いましたけれども、こういった対策工を行うかによって様々な課題等が見えてくるかとは思いますが。その中に、今言われたような道路の部分、どのように関わってくるかというところも見極めさせていただいた上で、慎重に判断させていただきたいと考えてございます。

●委員長（竹田委員） 2目道路新設改良費、他に、ございませんか。

2番、石澤委員。

●石澤委員 ちょっと分からないものですから、住の江町通りの整備とあるのですが、これどのようなことなのか。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 住の江町通りの整備事業でございますが、こちらは平成15年から住の江町通りの改良舗装工事、いわゆる町立病院から住の江山の手のほうに抜けていく道路になります。そちらの部分、以前、用地交渉が難航していて、一時工事できなかった部分がありました。現在も、要はカーブの部分なのですが、その用地交渉が難航していた土地と建物の所有者が名義人が変わりまして、用地交渉自体が交渉のテーブルに立てるような状況に今なりました。その上で、今まで未整備であった部分を用地確定測量して、用地買収、それから支障物件として出させていただいて、事業を、要は町道の拡幅ですね、今非常にカーブがきつくて危ない箇所がありますので、その辺を整備してまいるといったような事業の内容です。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 前すごい大変だったように聞いていました。何年くらいで、あそこの拡幅というか、工事はどのくらいでできるような。すごく危ないですよ、あそこ。どのくらいであそこがちゃんとなれば助かるかなと思うのですが。

●委員長（竹田委員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 今の建設課としての押さえでは、令和5年度中には完成させたいということで計画は組ませていただいております。

●委員長（竹田委員） 2目、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3目除雪対策費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項河川費、1目河川総務費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4項都市計画費、1目都市計画総務費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3目下水道費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5項公園費、1目公園管理費。
3番、室崎委員。

- 室崎委員 ここでちょっとお聞きしますけれども、太田の学校の近くの太田農村公園と言いましたか、そのところに池があるのです。その池についての使い方というか、それについてはどのようになっていますでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 建設課長。

- 建設課長（渡部課長） 太田農村公園の池の件ですが、建設課としては公園の中の一部の池ということで捉まえておりまして、その中で令和2年度と令和3年度において、専門家をお願いしまして、希少生物の植物、そちらの調査を行わせていただいております、その中でまだ希少生物があるということでお伺いしておるので、現状維持で今は管理しているといったような状況にあります。

- 委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

- 室崎委員 建設課長のほうからは、そこまでだと思います。積極的に利用するというのは、たしか教育委員会のほうで言っていませんでしたか。

- 委員長（竹田委員） 指導室長。

- 教委指導室長（廣瀬室長） 学校での活用状況については、太田小学校、太田中学校が近いものですから、理科の授業、それから総合的な学習の時間で周辺の生物を調べたりするときに活用しているところですが、毎日観察に行くというような活用には至って

ないのが現状であります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 あそこ、どうも何かありそうだとということで調査していただいたのですよね。そうしたら、もう予想に、想定外というかな、非常に貴重な植物が幾つも出てきたし、また貴重な昆虫が発見されていますね。だから、誰もいじらなかったがために、あの太田地区にある、非常に希少な植物や動物が、あそこで一つの生態系をつくっていたのですよね。だから、これは大事にしなければならないなということ。

それから、もう一つは、そういう町のほうが気づいて調査するよりも、随分前に太田中学校の生徒さんたちがここを調査して、非常に立派な発表をしているのですよね。これが当時、議会でお聞きしたら、教育委員会は知らなかったというようなこともありました。

いわゆるビオトープというのですか、そういう自然観察の場として、十分使えるところだと、積極的に使っていただきたいという議論が議会でもありました。ここは、やはり、まず第一には変にいじらないということ、第二には、やはりそれを積極的に使って行くということだと思いますので、どうかよろしくお願ひしたい。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） 学校での利活用についてなのですけれども、各学校で計画される総合的な学習の時間、それからクラブ活動等で観察をするようなことについては、引き続きこういう地域の素材があるということで、教育委員会からも働きかけを行っていきたいと思います。

また、毎日のように行って、荒らされるというようなことがあってはならないので、そちらについても、併せて指導してまいりたいと思います。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） いつでしたか、議会の中でこのことが取り上げられた、十分承知しております。

今、室長のほうから答弁ありましたけれども、私といたしましては、貴重な物がそこにあるということのPR、児童生徒用ということではなくて、町民の皆さんが、ああ、あそこにはそういう物があるのだ、改めてそういう貴重な植物、昆虫等があそこで生育しているのだというようなことが町民の皆様にも分かるような何らかの方法でPRしていくことが肝要かなと受け止めております。

●委員長（竹田委員） 1目公園管理費、他に、ございませんか。
5番、南谷委員。

- 南谷委員 委員長、予算には計上がないのですけれども、公園の管理という立場で1回だけ質問させていただきます。よろしいですか。

(「はい、どうぞ」の声あり)

- 南谷委員 今、3番委員からの貴重なご意見がございました。私はかつて、一般質問させていただきました。この公園の中の池、ヤブ蚊が飛んでどうもならないのだ、パークゴルフに行っても蚊に刺されてすごいのだと、そういうことであの池を何とかしてほしい、そういう住民の思いを伺って一般質問させていただきました。その後、私は1回も議会で発言をしておりません。予算にないので、確かに希少生物なり、そういう物は大事だと思います。私もしっかりやるべきだ。公園の中にある池でございますから、公園には人が活用すると思うのです、公園ですから。これについて、やはり公園を利用する皆さん、周りに住んでいる学校の生徒や住民の皆さんに、あまりにもヨシがボーボーになったり、自然のままがいいと言うのですけれども、公園としてどうなのかということも考えていただきたいと思いますが。町として、どのように考えているのかお尋ねをさせていただきます。

- 委員長(竹田委員) 建設課長。

- 建設課長(渡部課長) お答えさせていただきます。

ただいまのご質問の件については、過去には様々な議論、地域の方から埋立をさせていただきたいというようなお話もあったと伺っておりまして、その後、地域の方ともいろいろ協議を重ねた上で、さらには希少生物の調査も行いながら、実は令和元年度には300平米ほど埋立を実施しております。それはその希少生物に影響のない部分といったところで、かつ安全性も確保するといったような、両面からの埋立を行っております。

今後においても、地域の方や周辺、当然学校も含めて、そういった希少生物と共存できるような池の管理といった部分を目指して管理していきたいと考えてございます。

- 委員長(竹田委員) 1目、他に、ございませんか。

(なし)

- 委員長(竹田委員) なければ進みます。

6項住宅費、1目建築総務費。

(なし)

- 委員長(竹田委員) 2目住宅管理費、262ページまで進みます。2目ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、7款土木費を終わります。

264ページ、お開きください。

8款消防費に入ります。

8款1項消防費、1日常備消防費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2目災害対策費。

3番、室崎委員。

- 室崎委員 議会が明日も続いていれば、明日お昼過ぎから全員で黙祷をしようということ、議長からの提言もありまして、打ち合わせておりました。今、そういうときなので、テレビや新聞などでもいろいろと災害に関する記事が随分あります。その中で、語り継ぐということがいかに大事かという話が随分と耳にし、目にします。これより下に家を建てるなという碑は、あの地域には随分あるらしいのですが、たしか震災の前に、畑村という東大の教授が書いた本で、立派な碑の建っている下が非常に賑わった町になっているという話が出ておりました。すなわち、なかなか語り継がれないということなのです。こういう震災あるいは災害、そういうものに対する大きな手立ての一つとしては、実際にあったことを語り継いでいくということが非常に大事だということは、私もさように思っております。

全国的なレベルでの話ではなくて、厚岸町のことでちょっとお聞きしたいのですが、もう何年前になりますか、厚岸町でも猛吹雪で自動車によって犠牲になった、それが太田のたしか小学校のところであったと思います。これは2月でしたよね。何年の2月の何日だったかが分かればお聞きしたい。

それから、その事故の内容、誰が悪い、かれが悪いということではなくて、いろいろな偶然が重なって、あの事故になっているわけですから、そういうものを避けるためにはどうしたらいいかという教訓もそこにはたくさんあると思います。

これは、どのように語り継がれているのか、それについてお聞かせをいただきたい。

- 委員長（竹田委員） 教育長。

- 教育長（酒井教育長） うろ覚えの部分は多分たくさんあると思いますけれども、記憶にある部分でお答えをしたいと思います。

2月の何日だったかは、ちょっと日付までは今記憶にございませんが、大変な猛吹雪、その状況の中で学校のほうで地元にいる先生ではなくて、車で通っている先生に、これは危険だから帰ったほうがいいですよということで、車で学校を出たと。そこで、ホワイトアウト状態の中で車が雪の山に乗り上げて、身動きが取れなくなったと。学校のほうに連絡をして、学校のほうから何人かの先生が救助に向かったと。その向かって

いる車の前後で、ショベルで掘ったり、押したり、いろいろな作業と言いますか、していたと。そこへ後ろからか前からかはちょっとごめんなさい、定かではありませんが、大型のトラックでしたかバスでしたかが、そこに突っ込んだというようなことがございました。

それが今、厚岸町内の中で、あるいは太田地区の学校の中できちんとそのことが受け継がれているかどうかということに関しましては、現在そういったことの語り継がれているという状況ではないという認識をしております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 誤解しないでいただきたいのだけれども、私はその日に特別な慰霊祭を教育委員会が主催して行えなんてことを言っているのではないですから。その点は誤解しないでいただきたい。ただ、いい話はみんな口にするのです。だけれども、こういう悲しい話や嫌な話というのは口にしたくないのです。それだけに意識して語り継いでいかなければ、完全に忘れ去られてしまうというか、消え去られてしまう。もちろん、当事者にとって悲しい話ですが、それ以上にそこに盛られた教訓というものも、みんな消えてしまうのです。今、教育長のほうから記憶をたどったご答弁がありましたけれども、二、三、私の記憶しているのとはやはり違うところがあります。どっちも曖昧になってきていますから。

やはり、こういうものはきちんとした記録をつくって、そして教員はもちろのこと、子どもたちにもこういうことがあったのだと、そしてそのために、二人亡くなっていますよね、そういう悲惨な事故があったということ。それを避けるためにはどうしたらいいかということ。非常に大きな教材だと思います。地吹雪に対する災害として。

私が聞いていること、今教育長の話聞きながら思いだしたのだけれども、光栄地区を急を聞いて走っていた教育委員会の職員は、何でこんな天気でもってそんな事故が起きたのだらうと思ったそうです。ところが、あの坂を上がって、お寺の前まで行ったら、もう全然前が見えなかったと。上と下で全く天気が違った。そして、そこから学校の前までの距離の長かったこと、そういう話も聞いています。そういういろいろな話ありますので、やはりこれはきちんとして当時を知っている人からでいいですから、きちんとした記録を取って、語り継いでいっていただきたい。それは、まさに災害対策であると、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 今、委員おっしゃられたこと、改めて当時のことを振り返りながら、今話を聞かせていただきました。どのような形が取れるかは、今後検討させていただきますけれども、学校のいわゆる防災意識の中に、地区によっては吹雪であったり、あるいは大雨であったり、その場所、その場所に必要な、地震・津波だけに限らず、その土地、その土地、その場所に見合った教育というものが必要だということは当然あるかと思っておりますので、何らかの形で防災意識の高揚といいますか、語り継ぐとい

うこと、それを実現していきたいなと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●委員長（竹田委員） 2目災害対策費、他に、ございませんか。
6番、佐藤委員。

●佐藤委員 271ページ、054自主防災組織活動活発化支援330万円、補助金ですね。これはできたとき、上限50万円と1回限りということでスタートしたものだと思うのです。その延長線上の予算ですか。それとも何か制度を変えたか、変わることによって、当初1回限りの50万円というものが制度が変わってこういう形で計上されているのですか。その辺、お聞かせいただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 自主防災組織活動活発化支援330万円というところでございますけれども、これまで委員おっしゃいますとおり、1回、初回はハード整備では50万円ということで制度を執行してきておりました。昨年、各自主防災組織のほうにアンケートをさせていただきながら、今後の活用、整備したいものですか、そういったことを聞き取りながら、制度の見直しをかけさせていただいて、見直しの準備を進めてきたところであります。

そういった自主防災組織において、まず発電機ですか、備蓄庫ですか、そういったものを中心にそろえていただいておりますが、その1回ではやはり足りないという声をいただいて、この制度を見直して、令和4年度からはハードにつきましても、1回限りとはせず、2回目以降も活用していただけるような形で制度を変更し、額につきましては、今後考えられる整備としていろいろ上げていただいたものを考慮して25万円を上限として、2回目以降は交付させていただくということで、それを踏まえた予算計上ということでさせていただいております。

●委員長（竹田委員） 6番、佐藤委員。

●佐藤委員 どこにアンケートというか、意見を聞いたのですか。うちの自治会では見たこともないのだけれども。見てないな。

●委員長（竹田委員） 危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長） 各自主防災組織がある自治会にアンケートを送らせていただいて、回答をいただけなかったところもあるのですけれども、湾月、若竹ですか、光栄自治会も含めまして、回答をいただいているところでございます。

●委員長（竹田委員） 6番、佐藤委員。

●佐藤委員　うちの自治会も自主防災部とちゃんと役員がいてありますよ。自治会の総会終わったら、町民課のほうにいろいろ報告出すわけです。その中にちゃんと規約つけていますので、見れば自主防災部部長誰、何が誰ということ。それはいいのですけれども。うちらもそのときに幸いにして、第1回の1号で50万円いただいて、いろいろな物をそろえさせていただきました。本当に感謝していますけれども。それが、いろいろそういう物が増えて、例えばそれを保管する場所、物置というのか倉庫というのか、そういう物は今の活発化支援の中で対象になってくるのかどうか、その辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員）　危機対策室長。

●危機対策室長（四戸岸室長）　そういった備えた備品類を保管する備蓄庫、倉庫、ほかの自治会、自主防災組織からもそういった要望がございまして、この制度としてはそれらも対象になるということになっております。

●委員長（竹田委員）　2目災害対策費、他に、ございませんか。

（な　し）

●委員長（竹田委員）　なければ、進みます。
3目消防施設費。ございませんか。

（な　し）

●委員長（竹田委員）　以上で、8款消防費を終わります。
274ページをお開きください。9款教育費に入ります。
9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

（な　し）

●委員長（竹田委員）　2目事務局費。

（な　し）

●委員長（竹田委員）　3目教育振興費。
3番、室崎委員。

●室崎委員　281ページ、最後のほうですが、備考資金組合防災資機材譲渡事業償還金というのがあるのですが、これどんな制度のどんなものなのか、簡単にいいです、説明してください。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 令和元年度に備考資金組合のお金を活用いたしまして、校務用、先生用のコンピューター一式を整備しております。その毎年度の償還金という部分でございます。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 備考資金組合のお金を活用と今言ったのだけれども、要するに借りたのでしよう。そこははっきりちゃんと言ってください。それを年賦で払っているのですね。あと何年くらいあるのですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 令和5年度の償還をもって終了いたします。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 ここでお聞きするのですが、全部の学校かどうか分からないのですが、厚岸町の学校は学校林というのを持っていますね。これ、今所管どのようになっている、どういう利用をしているのか教えてください。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 学校林につきましては、全部の学校ではないですが、ちょっと私、数押さえておりませんが、押さえていないというのは資料を下に置いてきてしまったのでお答えはできないのですが、活用としては太田の学校のほうで森林教室等で学校林を活用しております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 しているのとしていないのがあるのなら、どこがやっていないか、どこがやっているのか、幾つあるのか、資料が下に置いてあるのなら、下から持ってきてしゃべってください。そんな記憶でもって曖昧な答弁では済みませんよ。

●委員長（竹田委員） 休憩ついでに、議員さんの議員会が今日お昼にありますので、このまま休憩に入らせていただきます。

再開を13時といたします。

午前11時47分休憩

午後 1 時00分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

3日教育振興費、室崎委員の質問に対しての管理課長の答弁から始めたいと思います。

管理課長。

●教委管理課長(田崎課長) 午前中、大変申し訳ございませんでした。

学校林の設定の状況について、まずお話をさせていただきます。

現在、国有地内に設定した学校林が1か所、それと道有地内に設定した学校林が1か所、町有地内に設定した学校林が1か所、それと学校敷地内に設定した学校林が2か所、計5か所が学校林として設定されております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 どういう活用をしていますでしょうか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長(田崎課長) 全くやっていない、活用をしていないというようなところもあるのですが、やっている状況につきましては、まず今年度の状況におきましては、実際学校林の木の中、林の中に入ってという授業は熊の出没関係の状況だとかがありますので、安全を優先させてもらっております。そのため、実際現地に出向いての活動ということは行っていません。ただし、太田の小学校におきましては、これは毎年のように行っているのですが、学校の中、教室でその森林教育、環境教育というようなことを毎年行っている状況にあります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 確かに今熊もあつたりいろいろありますから、なかなか思うようにいかないのは分かります。ただ、大分前ですが学校林、議会で取り上げましたよね。そのときは学校林経営計画とか何とかいうものが条例であって、毎年それをつくって、校長を通してでしようけれども、教育委員会に上げなければならないということになっていたのだけれども、過去10年見ても、そんなのは一つもありませんでしたというような状況だったのですよね、そのときには。もう一度きちんと調べ直すということで調べてみたら、帳簿上にはあるのだけれども、どこにあるのかわからないというのが幾つかありましたよね。そういうものを含めて、国有林、道有林、町有林の中に帳簿上しかないような学校林についてはお返しするというようなことをやりましたよね。そして、本当に使え

る物だけ残すということになっているわけで、現在、国有林、道有林の中にある物は、もう位置もきちんと分かっている、熊さえいなければいろいろ使い道はあると、そのようなことで考えておいてよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 位置と所在地につきましては、しっかりとその後把握をさせていただいております。ですので、台帳としてしっかりと管理をしている状況にあります。

国有林、道有林の活用の状況なのですが、国有林の場所に植えてあります、これはカラマツなのですが、木そのものというよりも土地が地滑りの関係で危険性があるような土地ということが分かりましたので、その部分については現地に踏み込んでまでの活動ということとはなかなか厳しい状況にあるかなと思っております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 軽々には言いたくないのですが、使えない物であるならば、学校の管理財産として置いておく必要はないのではないかと。その当たり、よく検討して、その代わり使える物に関しては、いわゆる自然観察やいろいろなことでもって有効に活用していくと。そのところ明確にしていってほしいと思います。いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 委員おっしゃるとおりと私も考えております。この学校林に当たりますと、やはり今実際のところ、指定の数も減ってきていると。イコール、活用の状況も減っているというような調査結果も出ております。その中で一番問題となってくるのが、その学校林を活用しての授業をやるための時間が割けない。もしくは、場所が遠地にあるために、移動に要する時間。例えば、あとは先ほども言いましたけれども、熊やスズメバチの対応等にかかなり苦慮しなければならないというような状況下が出ているので、利用が少なくなっているというようなことが言われております。

このことから考えまして、厚岸町といたしましても、やはり人が入り込めないようなところに設定してあるものについては、やはり見直しが必要であろうと思っております。そして、例えば太田のように学校のすぐ近くにあるような学校林、こういうものは積極的に整備を図って、授業の中でも使っていけるような、そういうメリハリの効いた見直しをする必要があるのではなかろうかと思っております。

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費、他に、ございませんか。
2番、石澤委員。

●石澤委員 前に一般質問でお話したのですが、トイレに生理用品をとということな

のです。学校のトイレに。あのときは保健室にありますからということでしたのですが、そのことが各地で大きく広がって、学校のトイレに生理用品を置くというのは広がっていています。その中で、一つは、生理用品の設置は貧困対策ではなく、全ての女性の健康と月経に必要な配慮だということなのです。

それから、もう一つ、保健室にもらいに行きにくいということ。保健の先生がいない場合は、ほかの先生が対応してもらっていることもあるのですが、そういう次元の問題ではないのです。生理そのものが言いだしにくいということもある、子どもたちにとっては。ましてや、小学生、生理が始まったばかりの小学生にとっては何のこっちゃか分からないということもありますし、それから父子家庭の場合とか、そういうときはお父さんにそのことを言って、お金をもらうということもできないということもあります。

それから、もう一つ、生理というのは、この場でそういうこと言ったらあれなのですけども、こういう私みたいな感覚がそもそもおかしかったのだと思うのです。生理は女性である限りは必ずあります。そのことをタブー視してきたこと自体もおかしいし、本来であればトイレットペーパーと同じように学校のトイレ、それからいろいろなところに設置してあってもおかしくないと思う。女性があるが故にそのことで大変な思いをしている子どもたちもいるということなので、ぜひその辺のことを考えて設置するという、無償配付をしてくれるということをやってもらえれば、とても子どもたちも助かるし、それからそのことによって、安心して学校に行ける子どもたちも出てくると思います。

それから、トランスジェンダーの子どもにとっては、自分自身は男性だと思っている、でも体は女性である場合、いろいろな問題もあります。そういうのを含めて、生理用品を学校のトイレに設置するというのをいろいろな意味で大事だと思いますが、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬室長） お答えいたします。

生理用品の配付については、必要に応じて保健室に取りに来るというような指導で行っております。これには、養護教諭等とのコミュニケーション、体調というところから考慮した面と、それからトイレに設置するところの衛生面の心配というのがありまして、そのような対応をしているところでございます。

ご質問のとおり、アンケートの中でトイレに設置されていることで安心したというような調査結果があるということは承知しております。それから、性の多様性についても検討、それから改善、工夫していかななくてはならない課題があるということもございしますので、今後どのような形でできるのか、現状どおりの対応が望ましいのかということも含めて、検討してまいりたいと考えます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 現実に設置した学校でアンケート調査をした場合に、トレイに置いてもらっ

てよかったというのが85%あったそうです。保健室ということもあったそうですけれども、いろいろな工夫がありまして、トイレの個室に置く場合と、個室に置いたのが多いのかな、その中に紙1枚貼って、これを使った場合は保健室に連絡をくださいということが書いてあって、これは無償ですので返却をしなくてもいいですと書いたことで、かえって保健室に相談に来たというお子さんも増えていると、実施した学校なんかではそういうデータも出ています。

ですから、変な話、皆さんトイレットペーパー持ってトイレには行かないですよ。大のほう。変な話ですが。そういうことをする場合、トイレットペーパー持って行くということしないです。ですから、女性が女性であるが故にということがないように、学校に安心して通ってこれるような整備をする必要があると思いますので、検討をしてほしいと思います。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 前回の議会のときには、コロナ禍における生理の貧困ということで答弁を、そこに限った答弁をさせていただきました。今回の委員おっしゃっていることは、コロナに関わらないという部分でのご質問だと今受け止めております。

これは、今までの学校で行われていた性教育の在り方も含めて、トイレに生理用品を置くか置かないか、置くから自由に使ってください、それだけの問題ではないと思っています。今までの性教育の在り方、それが今までどおりの中身でいいのか、どうなのか、これは女子も男子も含めて、そういったことも含めてトータルの問題。それとLGBT、そういった問題も絡めて、大きな問題として、学校が今まで行っていた教育が、それで今までどおりでいいのだろうか、それからトイレにそういった物を設置することがやはりどうしてもうちの町の中でも必要なことなのかどうなのか、そういったものをトータルに検討させていただいて、あるいは先進地の事例などもメリット、デメリットなども含めて、いろいろ総合的に検討させていただいて対応させていただきたいと思っています。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 早速置いた学校の方から、娘さんが中学校に通われているお母さんなのですが、娘が生理のときは私も気になって忙しい朝、何度もちゃんと持ったと確認していたと言うのです。だけれども、学校で足りなくなると、保健室まで行くのが恥ずかしいおで友達に借りましたという話もあります。ですから、ぜひいろいろな意味で生理ということがなぜかタブーなイメージがあったと思いますが、今教育長が言ったとおり、全てを含めて対応していただきたいと思います。よろしくお願いします。

●委員長（竹田委員） 教育長。

●教育長（酒井教育長） 繰り返しになりますけれども、私どもも学ばなければならない

部分というのはたくさんあるのだと認識しましたので、それらも含めて学ばせていただきたいと。その上で、前向きに検討させていただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 3目、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ進みます。
4目教員住宅費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5目就学奨励費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 6目スクールバス管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項小学校費、1目学校運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目学校管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費。
3番、室崎委員。

●室崎委員 学校給食費助成というのがありますね。それと、準要保護児童学校給食費という費目があります。これ二つ並べて考えると、学校給食費助成というのは収入によっての問題ではないのかなという気もするのですが、この内容を教えてください。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 学校給食費の助成の関係でございます。費目が二つに分かれておりますのは、要保護、準要保護の部分、それとそれを除いた部分という二つの費目に分けて給食費のほうを支出している関係上、このような分け方になっております。

すから、生徒につきましては、全て、経済的な部分は関係なくして、給食費としては町が全て負担していますというようなことになります。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 給食費助成となっているので、例えば何割補助するとか、そういうことなのかなと思ったのですが、そうではなくて、全額町のほうで持ちますよと、個人のほうは無料で出しますよという意味なのですね。

●委員長（竹田委員） 管理課長。

●教委管理課長（田崎課長） 質問者おっしゃるとおりで、全て個人の負担というものはございません。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3項中学校費、1目学校運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目学校管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目教育振興費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目生涯学習推進費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3目公民館運営費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4目文化財保護費。
3番、室崎委員。

- 室崎委員 歳入のところでもお聞きしましたのですが、神岩チャシ跡堅穴群模型整備事業、これについて、もう少し詳しく教えてください。

それと、歳入のところではアイヌ何々というような品目でしたよね。そうすると、これは国のほうの名前の付け方なのでしょうか。こちらでは、要するにチャシの模型ということになりますので、歳入の読み方はちょっとイメージが違うかなという気もしたので、いや、それは町のほうではそんな勝手にできないことなのだというのであれば、その旨教えていただきたい。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

事業につきましては、神岩チャシ跡堅穴群模型整備事業でございます。事業につきましては、1,197万5,000円。これにつきましては、今年度、令和3年度にこの場所が、別寒辺牛川河口口の右側の山になっているような容体の場所。ここにつきましては、当時北海道の指定遺跡ということで指定を受けております。この名称が神岩チャシ跡堅穴群というような指定名で指定を受けております。

当時、北海道の調査等に基づきまして、基本的には当時四つのチャシ、それから400を超える堅穴群があるということでの指定でございます。その後、町教育委員会におきましても、現地に行き、堅穴の確認をしている状況が見られるのですが、図面に落とし場所を特定しているというような、詳細な状況にはなってございません。近年につきましても、この場所につきましては、あまりにも険しくて、熊等の生息地ということで現地調査が危ないということもありまして、全容の把握をしていないという状況でございました。

これにつきましては、今回、アイヌ施策推進交付金という交付金を活用することで、この全容の調査と、さらにはこれを活用した展示物の制作をできるのではないかとということで、令和3年度では、現地の踏査も一部行ったのですが、基本的にはドローンによるレーザー照射で表面のレーザー測量を行いまして、さらに現地に行って位置等の確認を行うというような調査を行ってございます。

この調査結果というのが今月になりまして、成果物出てきまして、結果的には3Dデータで測量結果が習得できたという状況になってございます。

来年度、令和4年度では、この3Dデータを活用できるということで、これのジオラ

マ模型を制作したいという内容です。これは、大きくはチャシごとに、一応奥では丸山チャシ、チャチャカムイ、神岩第1チャシ、第2チャシというようなチャシごとに模型をつくって、五つくらいのパーツになるのかなと思います。

その模型を制作したものを、現在考えているのは郷土館に出来上がった物を展示して、さらにはその測量状況から制作経過なんかを映し出して紹介できるような、役場の1階にありますモニターでビデオが流れるような、ああいうことで紹介をしながら周知を図っていこうかなという事業で考えております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。名前の由来も、歳入と歳出で違うのも分かりました。

非常にレベルの高いことをやるのだなと、科学技術の粋ですよ。ドローンを飛ばして、赤地図をつくるわけでしょう。赤地図というのは、地面の上に立っている木だとか何だとかを全部なくしたとき地盤がどういう格好にしているかというのが全部出てくるわけですよ。それをやるというのだから、最新の話だなと思って今お聞きしました。

それが、いわゆるジオラマ模型になって出来上がるということなので、これは一人でも多くの町民に見てもらいたいことだと思います。

郷土館に入ると、郷土館まで行く人は何割いるかということにもなるかと思うので、例えば、ここの役場の町民広場だとか、そういう誰でもが目につくようなところで一定期間展示してほしいなと思うので、そういうことを含めて、こういうことをやっているのだということを町民に、みんなに分かるようにしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） 厚岸町では、今のところ、90を超える埋蔵文化財があるという状況でございまして、なかなか今までそういったものを活用すると、それから周知するという機会がなかなかなかった状況にございます。今回はアイヌ政策交付金ということで、この土地、厚岸町は古くからアイヌと共に深い歴史の中で育んだという経過がございますので、そのことも含めて、交付金を活用できたと、いいチャンスだなというところで活用ができた状況にあります。ちなみに、交付金につきましては8割充当できるという事業でございまして。

ただいま、ご提言いただきましたとおり、郷土館自体は、例年どおり牡蠣まつり等があれば国泰寺、それから郷土館に足を運んでいただける方もいるのですが、ここ2年につきましては、あまり訪れる方も多くはないという状況もございまして。制作をした経過、それからそのビデオを流すということも含めまして、例えば海事記念館のホールで特別展を一旦行うですとか、そういったことも企画しながら進めるようにしたいと考えております。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 もう一つお聞きします。アッケシソウの試験栽培というのがあります。これについては、今年始まったことではなくて、いろいろなお話を聞いていますので、試験栽培からちょっと横にそれる話なので勘弁していただきたいのですが、大分前になりますけれども、瀬戸内の沿岸で高松市だとか、それからその隣にある何市といったか、ちょっともう忘れたのですけれども、そこから一団体が厚岸を訪ねてきてくれたことがあります。これは、あの地域ではアッケシソウというものが、例えば高松市ではその市の天然記念物だったか重要文化財だったか忘れましたが、そういうような扱いをされているのです。そして、サンゴソウなどという俗称は使わないで、アッケシソウとして、これが市民に認知されている。どうしてそんなに大事にするのだろうかと思っていろいろお聞きしたら、あそこは塩田は栄えていた地域なのです、江戸時代から。塩田の脇というのは塩気を含んでいるので、普通の植物は育たない。そこにアッケシソウが繁茂するというわけで、アッケシソウというのはその町の歴史を語る、非常に大事な植物なのだというお話も聞きました。

そういう方たちがお見えになりましたので、いろいろ紆余曲折あったのですけれども、厚岸町としてもこれに対して答礼をしなくてはならないと、当時の教育委員会がお考えになって、こちらから何人かの方がその実情を見せてもらうということで伺いました。それだけではなくて、そのときこっちから本家のアッケシソウを何株か持って行きました。向こうから、その地域のアッケシソウをいただいて帰ってきたわけです。何でそんなことをしたかという伝説がありまして、瀬戸内沿岸には、厚岸に来た松前船か何かの船員が非常におもしろい植物だということで持って帰って植えたのだと。そういう伝承があるのだそうです。それが本当かどうか、今コロナでやっている、いわゆる遺伝子解析、それをやってみようということになって、そういう株の交換もいたしました。PCRの検査したのですけれども、はっきりとこっちのものがあそこに行ったのだということの証明まではできなかつたところで終わっているようです。

その当時は、あと小学生同士のお手紙のやり取りとか、いろいろなものがあつたようですが、いつの間にか立ち消えになってしまっている。

今回の国定公園を機にという言い方もちょっと乗り過ぎているといえ過ぎているのですけれども、やはりこういうものをもう一度復活させて、我が町のアッケシソウをアッケシソウとして、厚岸に行くところこういう花が一面咲いているのだよというようなイメージを持って私たちの町を見てくださっている人たちを大事にする必要があるのではないかと思います。今このコロナの時期ですから、いきなり行くということはできませんでしょうけれども、いろいろな形で連絡を取って交流を深めていくことは大事ではないかと、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

当時、お話があつたように、こちらから行ったのが香川県高松市、それから他に何か所かアッケシソウがあつた地域がございます。その中でもこの時点で現地に行って確認

をしてきたという経過がございまして、平成16年3月に一応報告書という形で整理をさせていただいております。お話の中にありましたDNAの解析の状況につきましても、関連性の確定まではなかなかできないのですが、ある程度の予測をしているということで整理をしております。

今、ご提言ありましたとおり、当時の経過、それからその後、本当にアッケシソウでの交流というのは立ち消えになってございます。現地でも現在は塩田自体がなくなったことで、自生している場所はほぼないと聞いております。

ただ、個人的に育てているというような状況も聞いてございますので、今回の事後湯の経過、今年度に造成、それから令和4年で栽培を行うと。この経過の事業報告みたいなことのやり取りから現地に情報をお伝えする。それから、現地での現在のアッケシソウの状況の確認をします。そういったことから始めさせていただいて、交流できるようなところまで行き着くか、その経過にもよりますが、進めていきたいなと思います。

- 委員長（竹田委員） 4目、他に、ございませんか。
5番、南谷委員。

- 南谷委員 私も3番室崎委員と同じところで質問させていただきます。さすが先輩、貴重な質疑を聞かせていただきまして、敬意を表します。私は入口に戻らせて、恥ずかしいのですが、質問させていただきます。

まず、アッケシソウのほうからまいります。アッケシソウ試験栽培275万円の計上。ここでお尋ねさせていただきます。令和3年度1,000万円で土地の造成を終えておられます。土地の分析等委託料218万9,000円ということで計上になっておるのですけれども、この事業の内容、それから令和4年度、どのようなアッケシソウに対して事業を取り組んでいかれるのか説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

- 教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

まずは、令和3年度の造成事業の内容ですが、これにつきましては1,300万円ほどの事業費となりましたが、これまで幾つか試験栽培等も行った経過がありまして、その中には幾つも失敗も、それからその諸原因もある程度整理をしていた。それから、網走市卯原内地区でのアッケシソウの再生事業なんかも参考にさせていただき、それらの状況を踏まえた上で試験栽培ということで、まずは自生していく、継続的に生育していくための条件を整理して試験していくという必要があるということから、造成地の整備をさせていただきました。これにつきましては、植える面積というところが950平米ほど、それから法面ですとか、それから取水口の取付等行っておりますので、これらの面積が1,500平米ほどの規模の工事となったものです。

現地の状況では、厚岸湖の湖水の満ち引きの状況に合わせて、栽培する地面が水に浸かるような高さ、それから現地の土と、それから山砂を混ぜた状況もちょっと変化をくわえまして、4条件の栽培面を設置したという工事の内容でございます。

令和4年度につきましては、まずはこの栽培地に種を植えるという作業がござい
ます。基本的には種をまく前に、冬になる前の秋か、もしくは氷が溶けた春に表面を耕
す、攪拌するという作業が必要になります。これを確認した上で、ある程度攪拌をも
う少ししようかなと考えておりますが、その上で種をまいて、雑草等の繁茂が恐らく出
てくると思いますので、草刈りですとか、そういった繁茂する雑草を管理しながら、秋に
赤くなるのを待つというようなことで進めたいということで考えております。

今年度計上しておりますアッケシソウ試験栽培275万円の内、試験栽培地土壌分析等
委託料ということで218万9,000円計上させていただいております。これにつきましては、
アッケシソウそのものが1年草でありますので、まずは3年間ほど生えている状況
の観察、それから土壌成分の確認、それから水位、それから水質の確認、こういったこ
とを、直営ではちょっとできない部分につきましては委託をさせていただきまして、先
ほどお話ししました土の攪拌ですとか、種まき等、それから雑草駆除等、行えるよう
なものにつきましては直営で行うということで、今年度、それから3年間、この作業を行
って評価していきたいと考えております。

その間、ある程度栽培技術というか、栽培知識が僕たちにも確認できたことを踏まえ
ながら、新たな栽培地を拡大していきたいと考えているところでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 次にまいります。神岩チャシ跡堅穴群模型整備事業でござい
ます。事業の内容については、先ほどの質疑でよく分かったのですけれども、ジオラマ模型をつくりま
すという説明がありました。ちょっとよく分からないのです。どのくらいのスケールな
のか。このジオラマ模型。どういうものを、堅穴ものをつくるのか、その一体の土地を
つくるのか、その規模というのですか、もう少し具体的に私にも分かるように、スケ
ールというのですか、ジオラマ、この模型に1,100万円かけるのですけれども、この事業
費の全部模型代に1,100万円かかるのかどうなのか、この辺も含めて説明してくださ
い。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） 説明させていただきます。

模型の内容ですが、現地のレーザー測定した場所というのは、縦横で大体2キロず
つ、横に2キロ、縦に2キロくらいの範囲の場所となります。これを一つの模型にしま
すと、せっかくの堅穴のくぼみですね、これが現地の状況によりまして、2メーターか
ら4メーター、6メーター、様々な大きさ、幾つかあるのですが、あまりサイズを縮小
してしまうと、こういう表面が分からなくなるような状況もございまして、地形的に
出っ張りがある部分、その中でもチャシと呼ばれている、当時アイヌの人々が砦とし
て、また神事を行うような場所として、神聖な場所としているようなところですが、こ
れがチャチャカムイ、それからリーチャンチャシ、丸山チャシ、神岩第1、神岩第2と
いうような名前がついておりまして、これごとにまず模型を制作すると考えておりま

す。大きさにつきましては、主となるチャチャカムイという部分ですが、これがA3サイズ、2分割できるサイズとしてA3サイズくらいの模型を想定しております。それから、チャン群につきましては、五つほどA3サイズの模型をつくらうとしております。さらに、堅穴群につきましては、A1サイズのもので表現するというような内容となっております。

●委員長（竹田委員） 4目、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

5目博物館運営費。

3番、室崎委員。

●室崎委員 主として博物館と海事記念館になるかと思いますが、そこでお聞きするのですが、海事記念館の入口入るとすぐのところに、船の操舵室といいますか、それがぼんと置いてありますよね。あの船は とかと呼ぶようなレベルの船なのですか。何の船なのでしょう。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） 申し訳ありません。今、手元に資料がなくて特定できませんので、確認をさせていただきたいと思います。

●委員長（竹田委員） 休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） 貴重なお時間をいただきありがとうございます。大変申し訳ありませんでした。

現在、入口のところにあります操舵室部分は、20トン未満のサケマス用の船です。

●委員長（竹田委員） 3番、室崎委員。

●室崎委員 漁師の人たちがいちきゅうと言うやつですね。それが聞きたくて聞いたので

はなくて、それは出だしなので。

これ、私個人の体験なのですけれども、そういう船に乗って仕事をしていた友人がいるのです。その人と一緒に海事記念館を見学させてもらったことがあるのです。何年前に。そのときに、その私の友人は、その操舵室に立って、ここにこういう形でもって、人工衛星からの受けるモニターがあって、それからここにこういう形で海の下のほうを覗く何があって、そしてこの棚に船頭か知らないけれども、この中心になる人は、こう肘をつけて、こういう構えになって、そしてこの窓をこのくらい開けておいて、そこから甲板の人間にこういう指示を出してというのを全部やってみせたのです。本当に、置いてある船がぐっと動いたような気がしました。そういうものがあるとないのでは全く違うのです、同じものが。

それから、あそこに発動機が幾つも置いてありますね。あれ、全部違うらしいのです。これはチャッカーと言うのだと、これは何とかと言うのだと。これはこういうふうにしてエンジンをかけるのだと。チャッカーというのは、たしか焼き玉の一種でなかったかな。そういうような話もしてくれるわけです。

その後、私個人的には海事記念館の当時の館長と話して言ったことがあるのですけれども、民間の力の活用というもので、先ほど、昨日かな、議論を聞いていると、学芸員が必要なときは出てきて説明しますというような話があったけれども、それでは、もしそんな人が次から次へと来たら、学芸員仕事できないです。そうではなくて、例えば土曜と日曜だけは説明員という腕章をつけた一般市民の、ボランティアだ、早く言えば、そういうような人がいて、自分もこの船使って、こうやってやったのだけれども、そのときはこうだったとか、あるいはこの形式の発動機というのは、動かすまでにえらい手間だったのだとかいうような体験を交えた説明があれば、これはもう、それこそ一頃10倍野球を楽しむ本なんていうのが出ていたけれども、まさにその展示物を10倍は楽しむのではないかと、そのように思うのです。

そういうような形で、さっきちょっと議論したガイドではないけれども、結局今あるものをどのようにして、きちんと伝え、楽しんでもらうかということをやはり考えたらいかがかなと思うのですが、どんなものでしょう。

●委員長（竹田委員） 生涯学習課長。

●教委生涯学習課長（早川課長） お答えさせていただきます。

先日ご質問いただいた中で、通常、海事記念館博物館、それから郷土館も博物館ですので、当然学芸員が常駐していますので、中の展示物の説明につきましては、その範囲で行っていると回答させていただきました。

今、お話いただいた部分、それから今の現状をちょっと頭の中で考えた中ではあります。ここ最近、アクセシソウにつきましても、先ほど説明したとおりに直営で行えるものにつきましては、自分たちである程度のことをやっていきたい、技術も自分たちの身につかないのではないかなということで、外作業が出てくる。それから、ここ最近は高速道路の調査で、実は太田から糸魚沢にかけては遺跡が幾つかございます。これにつきましては、公共工事を行う前に、設計の段階以降、試掘調査というのが必要になりま

す。そのたびに学芸員が同行しまして、今予定地のところでは、まだ道になっていない、工事も行われていないところでは、ハンターさんも連れだって、山の中を歩いて、遺跡のありそうな部分を確認するですとか、そういった実は博物館にしながら、外に対してもいろいろな事業で仕事が増えてきているような状況もございます。

もう一つの材料としましては、先ほどのアッケシソウの本州とのやり取りの中でもふるさと友の会という会がございまして、当時の厚岸町の郷土に詳しい方々がいろいろな場面で海事記念館事業に携わっていただいている方がいらっしゃいます。そういった方なんかは、いろいろな様々な知識も持っている方もいらっしゃいます。そうすると、そういった方、そういった知識を持つ方を海事記念館で、何らかの形で集めて、それから説明できる方を、養成というところまでいくかは分かりませんが、活用して、協力していただける方がいるのではないのかなという部分もございますので、今お話いただいた部分、十分検討させていただいて、活用していけるような方向は考えたいと思います。

- 委員長（竹田委員） 5目、他に、ございませんか。

（な し）

- 委員長（竹田委員） なければ進みます。
6目情報館運営費。

（な し）

- 委員長（竹田委員） 6項保健体育費、1目保健体育総務費。
2番、石澤委員。

- 石澤委員 児童生徒健康診断なのですけれども、子どもたちの体のことなのですが、今、小学生とかに近視が増えている。特にこのコロナ禍で増えてきているという話があるのですが、視力測定というのは健康診断の中に入っているのですか。

- 委員長（竹田委員） 指導室長。

- 教委指導室長（廣瀬課長） 6月30日までに行われる学校の健康診断において、視力検査は該当しております。

- 委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

- 石澤委員 小学生、特に4歳、5歳、6歳から小学生の段階で近視の状態がどんどん強くなっていくと、高校生までに近視がすごくひどくなっていくみたいなのですが、その予防とかというようなことは、今までは対策とかというのはどのようにしていたのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬課長） まず、視力検査において、結果が良好ではなかった家庭については、結果をお知らせし、受診を勧めております。眼科に行ってから、状況に応じて経過観察、偽近視の治療、それから眼鏡使用というように治療が行われるのですが、まず学校としては行ってもらうということ。それから日常生活においては、近視の要因としては、やはり近いところを見ているために筋力が衰えてくる、眼中がずれるというような指摘もありますので、長時間近くを見ることを続けずに、休み時間には遠くを見るですとか、一定期間ごとに遠くを見たりというようなこと、それから目のマッサージ、目によいとされているようなことについては、子どもに知らせたりはしていません。

それから、タブレット端末の使用等があって、あまり光刺激が強いと目にはよろしくない、眼精疲労が進むと言われておりますので、明るさですとか、あるいは教室の照度についても気を遣いながら行っているところでございます。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 昨年から健康診断なんか、文科省で眼軸長とか、屈折、そういう数値も検査するようになったのです。今年、その結果が判明するということなのでしょうけれども、ヨーロッパなんかでは外遊びをすることの方が一番目にいいのだということなので、そういうのも含めて対応してやれたらなと思います。厚岸の場合は外遊びすれば、でもそれが今うちの中でパチパチ、パチパチって遊んでいる子のほうが多いのかなという気もするのですが、そういうのも含めて、いろいろな取組をしていただけたらなと思います。

それと、子どものランドセルの重さなのです。1年生か2年生のかばん、ちょっと持ったのですけれども、10キロくらいあるのかな。あれで歩いていくと、昔のありますね、銅像になっている、あの人ではないですけれども、腰がこういう状態になって、腰の負担とかなっていくのですが、そういうのを防ぐのに教科書なんかを学校に置いておくというようなことはできないのでしょうか。必要な、家庭学習をするものだけ持って帰って、学校に置いておくという、そういうような取組というのはできないのでしょうか。置き勉というのですか、そういうの。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬課長） ランドセル等の学習用具の重量についてですが、数年前にそういった小学生の身長、生育の阻害要因であるというようなことがありまして、その後、学校ではいわゆる置き勉というものを実施しております。特に中学生ですと鞆には入るものの、持つには相当重いような荷物に一式なりますので、家で使う分だけ持ち帰るというような措置を行って、教室の後ろですとか、別の教室の棚ですとか、そういう

たところに学習用具を置いて帰るといような指導をしております。小学生についても、同様に道具類を毎回持ち帰るといようなことではなく、使わない教科書は置いていくといような措置を取っております。

●委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

●石澤委員 厚岸町全体の学校で取り組んでいるということなのですね。

今、本当にコロナ禍になったものですから、タブレットを持って帰るとか、何かいろいろことがあるので。本人が希望すれば学校に置けると、そういうのは親御さんたちは分かっているのでしょうか。その辺はどうなのでしょう。

●委員長（竹田委員） 指導室長。

●教委指導室長（廣瀬課長） 学年が進む進級時に、年度初めに毎年そういった確認をしているとともに、参観日の後の学級懇談等の機会を設けて、その中でもお話をさせてもらっています。

●委員長（竹田委員） 1目、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2目社会体育費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4目学校給食費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、9款教育費を終わります。

328ページ、11款公債費に入ります。

11款1項公債費、1目元金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2目利子。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で11款公債費を終わります。
330ページをお開きください。12款給与費に入ります。
12款1項1目給与費。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、給与費を終わります。
334ページをお開きください。
13款1項、1目予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、336ページから339ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で、歳出を終わります。
1ページにお戻りください。
第2条、債務負担行為です。債務負担行為については7ページの第2表債務負担行為
と、340ページから342ページの債務負担行為に関する調書となります。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 再び1ページにお戻りください。
第3条、地方債です。地方債については8ページの第3表地方債と、343ページの地
方債に関する調書となります。
ございませんか。
5番、南谷委員。

●南谷委員 地方債でお尋ねいたします。一番下の下段、合計の欄で見てください。令和
3年度末残高121億8,437万5,000円、令和4年度末122億558万3,000円。この差が2,120
万8,000円、パーセントにして0.17%の増額でございます。0.17%というのは大した変
わりなかったなど、このように数字の上ではなるのですよね。残高というのは、ほぼ平
行線で来ていると思うのです。本来であれば人口減、税収が厳しい折ですから、残高が

減ってきてくればなという思いがあります。現実に厚岸町の人口の推計、下がっているわけでございますし、このたび、ロシア・イラク戦争も始まって、社会の経済状況もこれから厳しくなってくるだろうと、こういう推計の中で、なかなか厚岸町の債務というものも平行線をたどっている、こういう推計を見ると、一抹の不安を感じるものがあります、正直言って。

若狭町長になってから、設備投資も含めて、国の有利な起債を借りて、設備の更新、前倒しでやってきております。そういう意味では、将来いずれ古くなって、整備をしていかなければならないものを、より有利な起債を借りてやってきたことが、ここに至っているのだろうと、そういう部分では私もぜひということで、今まで取り組んできたのですけれども、やはり一方で、債務というものが平行線にあるわけでございますから、私は正直言って、将来に禍根を残してはまずいと、そういう思いもあります。ですから、この辺について町の、理事者側の執行者としてのお考えをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

地方債の残高の質問でございます。そういった中では、この地方債の残高、確かに質問者言われるように残高のほうは極端に増えてはおりませんが、徐々に増えてきているというのは確かでございます。ただ、これの結果は、やはり町民サービスの維持向上を進めてきた結果だということも私も思っております。そういった中では、将来への負担という部分では、確かに残高を見ますとどうなるのかというのは不安なところはもちろんあると思います。そういった中では、私たち、基本的なことを考えているのは、やはりこの借金をする上では、まずはやはり有利な財源を使う。それとできればなのですけれども、やはり償還するこの元金償還額、これ以上のものの起債を借りないというのが基本的には思っているのですが、やはり進めなければならない事業ありますので、そういった中では財源がもちろんありませんので、どうしてもこの町債に頼るしかないというところでございます。

そういった中では、やはりこの部分、将来も見据えて借金ももちろん考えていかなければならないと思っています。特に、この残高もそうなのですが、やはり並行して、やはり気になるのは償還であります。償還が起債を、残高が増えてきますと、単年度の償還というのが増えていくと。そうすると、この単年度の償還が全体的な予算の中でもウエイトが占めてくると、やはり厳しいとなっていくということでございます。そういった中では、そういうことも考えながら、償還を少しでも、単年度でも増やさないように平準化になるようにやっていきたいというのは基本と思っているところでございます。

それと、やはりこの一般質問の中でもいろいろと出ておりましたが、これから大型のものが控えております。特にこの町長の執行方針の中でもあるように、生活改善センター、それと特別養護老人ホーム、これをやはり老朽化している施設につきましては、何とか進めていかなければならないと思っています。そういった中では、まだこれから生活改善センターにつきましては基本設計を令和4年度、それと特別養護老人ホームに

つきましては検討を進めるということで令和4年度から走っています。それと並行して既に私たちもそれに合わせた財源が、有利な財源がないかということで、今いろいろと北海道ないしいろいろな関係機関のほうにも調べながら進めている最中でございます。そういった中では、それらの事業を進めていくには、やはり町といたしましても、これらの残高、それと償還の推移、これを見ながら進めていかなければならないと思っております。

そういった中では、今質問者言われるとおり、私たちも少しでもこの残高を減らす、もしくは償還を並行にして進める、要は基本的なことを進めながら、町民サービスの維持向上を進めていきたいと考えているということでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 正直言って、私も議員として住民の要望、サービスの向上にという声を一般質問で多くしています。その責任もあると思います。今、ご答弁で財源はここに頼るしかないと言われたのですけれども、ふるさと納税もあります。ぜひ、ふるさと納税では頑張っていたきたいし、当然有利な起債を借りていく、国からの財源を求めることは大事です。それ以外にも、やはり町としてあらゆる方向で財政の改善に、やはり頭に置いて行政を執行していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町長。

●町長（若狭町長） 大変ご心配のご質問をいただいて、ありがとうございます。確かに今日の厚岸町の財政、取り巻く環境、極めて厳しく相成っておるわけでございます。私といたしましては、何と言いましても、やはり健全財政を維持していくということが大事なことなのですが、地方交付税を含めて、毎年毎年減少する中で、大変厳しくなっております。今回の令和4年度の財政比率、ご承知のとおりと思いますが、今ふるさと納税等の話もありました。もう自主財源、初めて今回、昔は3割自治体ということに言われておったわけでありましたが、今回の令和4年で初めて自主財源が32.3%までに相成ったわけでありまして、これの一つの理由には、ふるさと納税の要因であります。

そういうことで、先般、音喜多委員から質問がございました。町有施設、これも今後大きな課題なのです。大型事業はもちろんでありますが、新しい事業ができないような時代を迎えているな、なお一層自主財源を見つけていかなければならない時代である、そのように認識いたしております。

釧路管内の各自治体を見てもお分かりのことと思いますが、ある町においては、もうふるさと納税が100億円を超えてしまった。今回の予算におきましても、約170億円。また、ふるさと納税が裕福なところは140億円の予算を組むまでに至っております。そういう面を考えますと、自主財源というものはいかに大事か。今日厚岸は、大変財政的に厳しくなっております。と言いますのは、国の予算、地方交付税含め、いろいろとあるわけでありまして、かつては石炭もございました。いろいろな財政の国の支援をいただきながら事業が進められたわけでありまして、その石炭もなくなった、今日あるのは防

衛施設関係の予算です。これだけでは厚岸町やっていけません。そういういろいろなものを考えますと、やはり将来の負担比率、これが今非常に高くなっております。私の執行方針でも述べましたけれども、これを何とか低くしていかなければならないという考えもあるわけでありましたが、いずれにいたしましても、厳しい状況であることは事実であります。

おかげさまで私が就任したのは平成13年でございます。それから徐々に借金残高を減らす方向に進んだのですが、平成17年には真龍小学校の改築、その他大型の事業があったわけでありまして、その際はやむを得なく職員の給与をカットしなければならないという事態を迎えた時代もありました。しかし、私といたしましては今後そういうことはしてはならないという腹を決めております。そういう面を考えますと、今後の健全財政を維持しながら、まちづくりをどのように進めていくかということとは大きな課題となっておりますので、先ほど担当課長から答弁がありましたとおり、有利な財政を含めながら、これからのまちづくりをしていかなければならない、そういう覚悟でこれからの行政運営を進めてまいりたい、そのように考えておりますので、今後ともよろしくお願い申し上げたいと思います。

●委員長（竹田委員） 他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、再び1ページにお戻りください。

第4条、一時借入金です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

休憩します。

午後 2 時14分休憩

午後 2 時14分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。

次に、議案第 5 号 令和 4 年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。

なお、議案第 5 号からは、款、項で審査いたします。

9 ページ、第 1 条、歳入歳出予算です。

10ページ、11ページは、第 1 表歳入歳出予算です。

344ページ、345ページは、事項別明細書です。

346ページ、歳入から進めてまいります。

1 款 1 項国民健康保険税。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 款道支出金、1 項道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8 款諸収入、1 項延滞金加算金及び過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で、歳入を終わります。

次に、350ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項徴税費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項運営協議会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5項特別対策事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、1款総務費を終わります。
次に、356ページ、2款に入ります。
2款保険給付費、1項療養諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項高額療養費。
5番、南谷委員。

- 南谷委員 ここでお尋ねします。

2項1目高額療養費、対前年比646万4,000円が増額となっております。対前年比、増額になった要因について説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 町民課長。

- 町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

令和3年度から高額療養費の申請勧奨を行っておりまして、そのときは1回目は約1,200万円の支出がありました。なので、近年の高額療養費の実績から増額させていただいているところであります。

- 委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

- 南谷委員 そうすると、当然令和4年度の事業計画を立てるときに、3年度の実績をある程度見込んで立てたと理解をしているのです。その要因として、今の答弁ですと、申請勧奨をした、これが大きく影響しているのではないかと、こういうことでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 実は、私も妹が昨年の秋に高額療養費申請、初めてなったのです。そうしたら、初めての高額療養対象になるか、ならないか、よく分からなかったのです。最初に病院に行って、支払いが終わった後、窓口に行って相談したら、自分で計算できますから、ある程度、自分の所得なり計算できれば、非常に不安だったのですけれども、翌々聞いたら、後々内容について対象者に対して案内書を出していただけるということが分かりました。そういう意味で、初めて、みんな慣れている人はどうか分からないのですけれども、これから高齢者が多くなっていく、同居家族の人も高額療養申請になかなか戸惑っている。慣れている人はいいのですけれども、初めての人もおられるし、これから皆さん、家族が高齢者になっていく、そういう中で窓口の対応というのは非常に影響が大きいなど。実際に窓口の申請業務をする上で、非常に簡単になっているというか、黙っていると自分で申告、昔はしなければ戻ってこないものが、ある程度こうですよという案内を出していただける。私はたまたま案内をもらわないうちに申告できたのですけれども、やはりこういう制度というのは町民にとって大変ありがたい制度だと思うのです。

そういう意味では、これから高齢者が多くなる時代でございます。そういう意味で、いろいろ町民課の窓口の皆さん、一生懸命頑張っておられると思うのですけれども、これからはそういう町民に対してのサービスというものは大切だと思います。これからはぜひ頑張っておってやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（竹田委員） 町民課長。

●町民課長（堀部課長） お答えさせていただきます。

引き続き、こういった申請勧奨を行ってまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

●委員長（竹田委員） 2項、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

3項移送費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4項出産育児諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5項葬祭諸費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に3款に入ります。
3款1項国民健康保険事業費納付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、364ページ。
6款保健事業費、1項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項保健事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、366ページ。
7款1項基金積立金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、368ページ。
9款諸支出金、1項償還金及び還付金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、次に、370ページ。
10款1項予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 372ページから374ページは、給与費明細書です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
9ページにお戻りください。
第2条、歳出予算の流用です。
ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第6号 令和4年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題とします。
12ページ、第1条、歳入歳出予算です。
13ページ、14ページは、第1表歳入歳出予算です。
375ページ、376ページは、事項別明細書です。
377ページ、歳入から進めてまいります。
2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4款道支出金、1項道補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8款諸収入、1項雑入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 9款1項町債。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、379ページ、歳出に入ります。

1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2款水道費、1項水道事業費。

5番、南谷委員。

●南谷委員 2款1項1目水道事業費、ここでお尋ねをさせていただきます。

386ページです。386ページの一番上なのですけれども、090太田・方無去地区配水管等整備事業、ここで3,620万円の計上でお尋ねをいたします。

この中で、行政業務委託料1,150万円、それから下のほうに設計管理委託料2,470万円が計上されております。この内容について各々説明をしてください。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えしたいと思います。

これに関しては、5款の農林水産業費の1項農業費、5項農地費の水利施設等保全高度化事業、これに太田・方無去配水管整備事業に関連する内容になりますが、行政業務委託料1,150万円、これに関しては、今後太田・方無去地区の配水管の整備に伴って、これまで川の水源を方無去地区、太田地区を使ってございました。それを今回の整備に合わせ、大別地区、町営牧場の管理棟から約3.3キロくらいに新水源を、地下水源を見つけまして、これを活用するため、水源変更に伴う計画変更、それに伴う委託業務が必要となるものに使う1,150万円の内容となっております。

もう一つが、設計管理委託料、太田・方無去地区の配水管等整備事業施設管理委託料、これに関しては、道営事業で展開するほかに、これに関しては農家に関してはその

事業で整備されますが、非農家に当たる給水管のつなぎ替えの設計であったりとか、JA太田農協の裏にある非農家に当たる水道管の更新、これも太田・方無去の配水管の整備に関連して、設計が必要だということで実施設計を行うこととしてございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、農家さんと、それから農家さん以外の地域に住んでいる皆さんの同じ水を使っているそれぞれの分がそれぞれ事業二つに、同じような業務をするのだけれども、分かれて計上されていると、こういう理解でよろしいのですか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） 委員おっしゃるとおりでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、事業の内容については分かったのですけれども、新しい水源が分かった、これに向けて切り替えると。まだ調査はしていないのですけれども、私が危惧するのは、現時点でちゃんと調査すれば分かることなのでしょうけれども、牛の数もものすごい多いわけです。供給量が大丈夫なのか、それから水質も大丈夫なのか、この辺についてはある程度、ここに取り組むということだから、それなりのあてというのですか、見込みがあると踏んで計上されていると思います。この辺についてはいかがなのでしょうか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えしたいと思います。

これに関しても、平成27年に我々のほうで井戸を掘りまして、水量、それと水質調査を実施いたしました。その後も定期的に水質検査等をやりました。水量及びその水質についても健全なもので、今後必要に見込めるような量を確保できるものと把握してございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 それがよしとなれば、総体事業費、何年くらいかかって、どのくらいの事業費になるのですか。アバウト過ぎて分からないかもしれないけれども、何年間の事業になって、今後もしよしとすれば、幾らくらいの事業費になるのですか。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長(高瀬課長) まだ、これから今年、国の採択というのがこれからになりますが、基本設計、実施設計というのが今年、来年ということで実施されることとなります。詳細はその後になると思うのですが、想定事業費として、全体で53億円。それについては、国費については2分の1、道費がその半分の27.5、町費は27.5から3割と、非農家の分もございますので、そのような配分となっております。

●委員長(竹田委員) 1項、その他、ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) なければ、進みます。
4款1項公債費。

(なし)

●委員長(竹田委員) 5款1項予備費。ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) 391ページから393ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) 以上で歳出を終わります。
12ページにお戻りください。

第2条、地方債です。地方債については15ページの第2表地方債と、394ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) なければ、総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号 令和4年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題とします。

16ページ、第1条、歳入歳出予算です。

17ページ、18ページは、第1表歳入歳出予算です。

395ページ、396ページは、事項別明細書です。

397ページ、歳入から進めてまいります。

1款分担金及び負担金、2項負担金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項手数料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6款諸収入、1項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項雑入。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7款1項町債。ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、399ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

2 番、石澤委員。

- 石澤委員 ここで公共下水道事業法適用推進となっているのですけれども、これは何か変わるのですか。402ページです。

- 委員長（竹田委員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） お答えしたいと思います。

これについては、一度、厚生文教議員協議会でも説明したと思うのですが、今後、令和6年から公営企業会計へ移行するための、令和3年から事業実施しているのですが、基本計画業務と資産整理ということで、今後、令和6年から下水道特別会計においては公営企業へ移行するというような業務の一環の業務するというので、今回に関しては法律の整理とシステム導入、それ等に対する委託業務を予定してございます。

- 委員長（竹田委員） 1 項、その他、ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2 項下水道事業費。

5 番、南谷委員。

- 南谷委員 1 款 2 項 1 目公共下水道事業費、406ページです。406ページの上段のほうなので、ここでも、ここで設計管理委託料6,050万の計上、ここでお尋ねをいたします。

実施設計委託料が2,100万円、そしてその下に事業計画設計委託料で3,200万円の計上がなされております。この事業、それぞれ発生原因と事業の内容について説明をしてください。

- 委員長（竹田委員） 水道課長。

- 水道課長（高瀬課長） お答えいたします。

まず、設計管理委託料の実設計委託料になりますが、2,100万円の内訳、これに関しては2件の実施設計がございまして、まず1点目が、機械設備・電気設備の更新、次年度以降の更新にかかる設計費の計上ということで1,200万円を計上してございまして、もう一つが、白浜の今汚水管の整備をしております。特老までの区間をやっておりますが、1

件アパートがありまして、藤田車両さんまでの間の污水管整備にかかる新設の実施設計、これについて900万円を予定してございます。

続いて、事業計画設計等委託料、これに関しては、更新事業、下水道施設全体になるのですが、ポンプ場及び終末処理場、現在、社会資本整備交付金をいただいておりますが、更新を進めるには5年間の、これまで平成30年から令和4年までの計画を立ててございまして、今後、令和5年から令和9年までの新たな予定整備計画を立てないといけませんので、それに伴う更新計画委託料として1,500万円。

続いて、厚岸町雨水内水シミュレーション検討業務というものがございまして、これは町内、都市計画区域内の、参考資料にも付けさせていただいておりますが、町内の雨水の今後降雨であったり、これまでのアメダスのデータ、潮位のデータ、それらを含めて、町内の浸水域の影響に対してシミュレーションを今後行うという業務に対して1,300万円の委託料の検討です。

それから、主に湖南地区になりますが、下水道、平成8年から供用した古い路線の管内の清掃とカメラ調査による老朽化等の調査ということで、これに400万円を計上しているものでございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 まず、1点目なのですけれども、白浜と藤田車両のほうまでの900万円の事業なのです。これについては分かったのですけれども、1点目の機械・電気の1,200万円のほう、もう少しどんなあれをするのか、ちょっと分からないのです。想像ができません。もう少し詳しく、簡単でいいのですけれども、説明をしてください。どんなことをやるのかということについて。

それから、もう1点なのですけれども、2番目に厚岸町の降水量調査、1,300万円の計上なのですけれども、この調査はどのようにものを調べるのか、この辺について、もう少し詳しく説明してください。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えさせていただきます。

まず、1点目の更新内容、設計内容であります。3点ございまして、一つが湖北地区の中継ポンプ場と、厚岸大橋の手前にある中継ポンプ場のポンプの更新をしなければなりませんので、これを更新するための設計。

続いてもう一つが、住の江地区のマンホールポンプ所、厚浜木材の下にあるポンプ所、これが平成14年くらいに設置したもので、不具合がちょっと発生して、多いものですから、ここについて更新を今かける計画でございまして。

それともう一つが、終末処理場内にある汚泥掻き寄せ機という設備、これに関しての設計を検討してございます。これも供用開始から25年経過するものですから、その老朽度等を考慮した形で設計を図るものでございます。

2点目の浸水域の策定に関しては、雨水計画、対象面積として394.6ヘクタールござ

います。その中で、これは平成27年に水防法が改正されまして、想定しえる最大規模の内水に対する避難体制の充実・強化を図ることが示されました。これに伴って、想定最大規模降雨に対する内水浸水想定区域を指定することが必要になりました。それに伴って、町内の雨水、配水網の確認と雨水整備に対する道路配水の情報を収集し、河川の情報、既往最大降雨量の被害状況を把握し、それに伴い、アメダスの降雨データを取り込みながら、最大限、例えば50年に一度の雨が降ったときにどのような影響が出るかとか、高潮にたいしてもどのような影響が出るか、このようなことを含めたものをまずシミュレーションして、今後どうしていかなければいけないというようなことに対する検討をする業務でございます。

●委員長（竹田委員） 5番、南谷委員。

●南谷委員 今、縷々、メモらせていただいたのですけれども、僕の頭では全部処理しきでないのです、正直な話。提案理由書を読ませてもらったのですけれども、ここまでは全然載っていないのです。それで、大変な作業だと思うのですけれども、しっかりまずやっていただきたい。その上で、それぞれ所管があると思うのです。これは厚文のほうなのですか、これらの事業について、しっかり委員会のほうに報告するなり、調査をしていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

●委員長（竹田委員） 水道課長。

●水道課長（高瀬課長） お答えさせていただきます。

この業務に関しては、かなりちょっと時間、1年間要する業務になると思いますが、内容が判明し、今後の展開等が示せるようになれば、議員協議会なり厚分なり、総務産業常任委員会等にもお話の機会を設けさせていただきます、ご説明させていただきますと思います。

●委員長（竹田委員） 2項、他に、ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、進みます。

2款諸支出金、1項償還金及び還付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3款1項公債費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4款1項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 413ページから415ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
16ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為です。債務負担行為については19ページの第2表債務負担行為と、416ページの債務負担行為に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 再び、16ページにお戻りください。

第3条、地方債です。地方債については20ページの第3表地方債と、417ページの地方債に関する調書となります。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

●委員長（竹田委員） 次に、議案第8号 令和4年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題とします。

21ページ、第1条、歳入歳出予算です。

22ページから24ページは、第1表歳入歳出予算です。

418ページ、419ページは、事項別明細書です。

420ページ、歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2款サービス収入、2項予防給付費収入。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3項介護予防・日常生活支援総合事業費収入。

(な し)

●委員長（竹田委員） 3款分担金及び負担金、1項負担金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2項国庫補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 5款1項支払基金交付金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6款道支出金、1項道負担金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2項道補助金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項委託金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 7款財産収入、1項財産運用収入。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 8款繰入金、1項一般会計繰入金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2項基金繰入金。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 10款諸収入、1項延滞金及び過料。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2項雑入。ございませんか。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、424ページ、歳出に入ります。
1款総務費、1項総務管理費。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 2項徴収費。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 3項介護認定審査会費。
(なし)
- 委員長（竹田委員） 5項計画策定委員会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6項地域密着型サービス運営委員会費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2款保険給付費、1項介護サービス等諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2項高額介護サービス費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項高額医療合算介護サービス費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4項特定入所者介護サービス等費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4款地域支援事業費、2項包括的支援事業・任意事業費。440ページまで進みます。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3項介護予防生活支援サービス事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4項一般介護予防事業費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5項高額介護サービス費等。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6項その他諸費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 5款1項介護給付費準備基金費。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7款諸支出金、1項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。
2番、石澤委員。

- 石澤委員 ここで包括支援事業費なのですが、22年度から要支援者向けの訪問看護と通所看護が介護保険サービスから外されて総合事業に移行されるのですが、厚岸の場合、これどのようにやっていくのでしょうか。

- 委員長（竹田委員） 休憩します。

午後2時51分休憩

午後2時52分再開

- 委員長（竹田委員） 再開します。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） 貴重なお時間をお取りいただきまして、申し訳ございません。

厚岸町といたしましては、過去に法改正があって、要介護の方が要支援の総合事業を使えるという制度には変わっておりますが、厚岸町といたしましては、それを使うということには制度上しておりませんので、ご理解願います。

- 委員長（竹田委員） 2番、石澤委員。

- 石澤委員 そうすると、今までのサービスが変わらないで提供されるということですか。

- 委員長（竹田委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長(亀井課長) サービスは変わることなく、今までどおり使えるということ
とでございます。

●委員長(竹田委員) 1項居宅サービス事業費、他に、ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) なければ、進みます。
9款1項保健福祉事業費。

(なし)

●委員長(竹田委員) 10款1項予備費。ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) 454ページから456ページは、給与費明細書です。
ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) なければ、以上で、歳出を終わります。
21ページにお戻りください。
第2条、歳出予算の流用です。
ございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) 総体的にございませんか。

(なし)

●委員長(竹田委員) なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありません
か。

(「異議なし」の声あり)

●委員長(竹田委員) 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
休憩します。
再開は、3時30分といたします。

午後2時54分休憩

午後3時30分再開

●委員長（竹田委員） 再開します。

次に、議案第9号 令和4年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。
25ページ、第1条、歳入歳出予算です。
26ページ、27ページは、第1表歳入歳出予算です。
457ページ、458ページは、事項別明細書です。
459ページ、歳入から進めてまいります。
1款1項後期高齢者医療保険料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5款諸収入、1項延滞金及び過料。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4項償還金及び還付加算金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5項雑入。ございませんか。

（な し）

●委員長（大野委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、461ページ、歳出に入ります。
1款総務費、1項総務管理費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項徴収費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2款1項後期高齢者医療広域連合納付金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4款1項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号 令和4年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題とします。

28ページ、第1条、歳入歳出予算です。

29ページ、30ページは、第1表歳入歳出予算です。

469ページ、470ページは、事項別明細書です。

471ページ、歳入から進めてまいります。

1款サービス収入、1項介護給付費収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 2項自己負担金収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5款財産収入、1項財産運用収入。

（な し）

●委員長（竹田委員） 8款諸収入、1項雑入。ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳入を終わります。

次に、473ページ、歳出に入ります。

1款サービス事業費、1項施設サービス事業費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 3款1項基金積立金。

（な し）

●委員長（竹田委員） 4款1項公債費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 5款1項予備費。

（な し）

●委員長（竹田委員） 485ページから487ページは、給与費明細書です。

ございませんか。

（な し）

●委員長（竹田委員） 以上で、歳出を終わります。

地方債については488ページの地方債に関する調書です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第11号 令和4年度厚岸町水道事業会計予算を議題とします。
1 ページ、第2条、業務の予定量です。
次に、第3条、収益的収入及び支出です。
11ページをお開きください。収益的収入から進めてまいります。
1 款水道事業収益、1 項営業収益。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項営業外収益。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。
次に、収益的支出に入ります。
1 款水道事業費用、1 項営業費用。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項営業外費用。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4 項予備費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出です。

15ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 6 項補償金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 8 項他会計負担金。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条、企業債です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第7条、議会の議決を経なければ、流用することのできない経費です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第8条、他会計からの補助金です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第9条、棚卸資産購入限度額です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4ページ、5ページは、予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7ページから10ページは、給与費明細書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 17ページから20ページは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 21ページは、令和3年度予定損益計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 22ページから25ページは、令和3年度予定貸借対照表と注記です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号 令和4年度厚岸町病院事業会計予算を議題とします。

1 ページ、第2条、業務の予定量です。

次に、第3条、収益的収入及び支出です。13ページをお開きください。

収益的収入から進めてまいります。

1 款病院事業収益、1 項医業収益。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項医業外収益。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 以上で、収益的収入を終わります。

次に、14ページ、収益的支出に入ります。

1 款病院事業費用、1 項医業費用。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 2 項医業外費用。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 3 項予備費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、収益的支出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第4条、資本的収入及び支出です。19ページをお開きください。

資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項補助金。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

●委員長（竹田委員） 2 項企業債償還金。

(な し)

●委員長（竹田委員） 以上で、資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。

第5条企業債です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 第6条一時借入金です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 第7条議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

(な し)

●委員長（竹田委員） 第8条他会計からの補助金です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第9条棚卸資産購入限度額です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 第10条重要な資産の取得及び処分です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 4ページ、5ページは、予算実施計画です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 6ページは、予定キャッシュ・フロー計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 7ページから12ページは、給与費明細書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 20ページから22ページは、予定貸借対照表と注記です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 23ページは、令和3年度予定損益計算書です。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 24ページから26ページは、令和3年度予定貸借対照表と注記です。

ございませんか。

(な し)

- 委員長（竹田委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（竹田委員） なければ、以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（竹田委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、令和4年度各会計予算審査特別委員会に付託されました予算9件の審査は終了しました。

よって、令和4年度各会計予算審査特別委員会を閉会します。

午後3時41分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和4年3月10日

令和4年度各会計予算審査特別委員会

委員長